

第七十一回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員会 議録 第十八号

昭和四十八年四月十九日(木曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 飯谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 笠岡 喬君

理事 吉川 久衛君

理事 正示啓次郎君

理事 西銘 順治君

理事 森下 元晴君

理事 井上 泉君

理事 野坂 浩賢君

理事 湯山 勇君

理事 諫山 博君

理事 瀬野栄次郎君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林政務次官 中尾 栄一君

農林省農林經濟局長 内村 良英君

農林省構造改善局長 小沼 勇君

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

食糧庁長官 中野 和仁君

林野庁長官 福田 省一君

水産庁長官 荒勝 巖君

委員外の出席者

防衛庁経理局施設課長 伊藤 参午君

防衛施設庁総務部施設調査官 佐藤 次郎君

外務省國際連合局經濟課長 妹尾 正毅君

第一類第八号

農林水産委員会議録第十八号

昭和四十八年四月十九日

農林大臣官房審議官 下浦 静平君
食糧庁総務部長 森 整治君
林野庁林政部長 平松甲子雄君
農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

四月十九日

辞任

諫山 博君

同日

辞任

田中美智子君

補欠選任

田中美智子君

同日

補欠選任

諫山 博君

同日

補欠選任

田中美智子君

同日

補欠選任

諫山 博君

同日

補欠選任

田中美智子君

同日

補欠選任

諫山 博君

同日

補欠選任

田中美智子君

同日

補欠選任

諫山 博君

同日

補欠選任

田中美智子君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出第三五号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

提出第七五号)

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

域で火力発電所が設置されるということで、公害とからんで漁業協同組合の総会が絶対反対の決議をして、それに対して組合長その他が条件的に動いておる、こういうことで非常に物議をかもしておるわけですが、これに關して、農林省としてはこの問題をどういうふうな指導上取り扱ってきたか、また現在どういうふうな考えておるか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○荒勝政府委員 ただいま御指摘のように、北海道の伊達火力発電所の建設に伴ひまして、有珠漁協におきましてこの問題について内部的にいろいろ意見があつたようでございますが、これにつきましては、すでに一応絶対反対の決議がなされておるようであります。これにつきましては、当然、私たちがいたしましては、水協法に基づく適正な手続が行なわれて決議をされておることについては、組合の自主性におまかせしたい、こういうふうにしておる次第でございます。

○美濃委員 この問題も含めて、最近、御存じのように、日本の沿岸の海水汚染というものが漁業に大きな影響を及ぼし、またそのことは、魚が汚染しますから、ひいては人体にも影響が及んでくるわけですが、これらの公害問題に対して、水産庁としてはいまだどういう考え方をもち、あるいは機構的にもこれらの対応策をどうとておるか、これをこの機会にお伺ひしておきたいと思ひます。全く環境庁にまかせっきりののか、それとも水産庁としてどれだけ取り組んで、どういう方針で臨んでおるのか。

○荒勝政府委員 水産庁といたしましては、国内におきまして沿岸漁業の振興につきましては、戦後一貫して努力してきたつもりでございます。しかしながら、最近におきまして特に海における汚染というものが非常に激しくなつてまいりまして、その原因の一つには、都市汚水並びに廃棄物が海に

流れ出るということ、それから産業の廃棄物が海に流れ出る、あるいは油によりまして汚染というふうなことが相續合ひいたしまして、最近海の汚染が非常に激しくなつてきておる次第でございます。

これにつきましては、私たちがいたしましては、水産資源の保護という立場から、あらゆる機会にあらゆる場所をとらえまして、何とか海をきれいしたい、あるいはこれ以上海をきたなくしたくないという立場から、関係方面に呼びかけまして、今後さらに一そう海の汚染の防止に全力をあげてまいりたい、こういうふうな考えております。

したがしまして、先般衆議院の内閣委員会に農林省設置法の改正法案を提出いたしまして御審議いただき、採決いただいたわけでございまして、何とかして水産庁の機構をこの際改正いたしまして、いままでも水産庁も、片手間といったらちよつと失礼でございますが、一つのある係でございまして、公害防止対策をやつてまいりましたが、研究部門におきまして逐次海の汚染の防除対策といひますか、防除の研究も、またその原因の究明も進んでまいりましたので、今回の機構改革にあたりまして、研究部の名称を変更いたし、権限を新しく付与いたしまして、漁場保全課という、公害の問題につきまして専念する課を新しく一つ設けまして、こゝで海岸並びに海水の清浄化につきまして、なお一そう今後努力してまいりたいと思つておる次第でございます。

ただ、予算につきましては、四億円前後の公害対策という予算でございますが、これはあくまで先般御審議願ひいたしましたように、研究的あるいは実験的な予算が主として四億円でございます。今後防除対策事業が進む過程におきまして、われわれといたしましてはぜひともこういう実験的なものあるいは研究的なものの中から事業予算という

ものを将来組ましていただきまして、全力をあげて海の汚染防止対策に努力してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○農漁委員 いまのお話を聞いておいて、これらもかなり海はよれていくと思いますから、そういう体制を高めることは当然であり、必要だと思いますが、その問題は後日に譲りまして、そうすると、伊達火力の問題につきまして、これができた場合、この汚染が直接流入する海岸では養殖漁業もやっておるわけですが、どのくらい海が汚染するかということを、水産庁は試験をしておりますか、してありませんか。

○荒勝政府委員 この伊達火力の建設に伴いまして、水産に対する影響いかんということにつきましては、かねてから非常にいろいろ議論があった次第でございます。したがって、四十六年の七月に、日本水産資源保護協会という社団法人に、伊達の火力発電の問題につきまして、当時の伊達町でございまして、一千万円の委託費が出まして、この調査の研究を協会が始められたようでございます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
この調査に当たりましては、地元関係漁協の御了解は得た、こういうふうな理解しておる次第でございますが、ただいま御質問がありましたように、こういった調査をいたしたわけでございますが、問題は、伊達の火力発電による水産の影響でございますので、ほかの公害のことは一応捨象いたしまして、この伊達火力発電所から排出される高い温度の水が、毎秒約二十トン温排水が出てくるという前提のもとに、この温排水が漁業にどのような悪影響を及ぼすかあるいは影響を及ぼさないかというところにつきまして検討した次第でございます。その結果につきましては、資源保護協会から結論、データが出まして、大筋において、この調査報告というものは水産庁としては妥当ではなからうか、こういうふうな考えておる次第でございます。

○農漁委員 よくこういう問題が出ますと、地方

自治団体は、過疎の関係あるいは固定資産税との関係、財政の関係等で、多少無理をしてもやりたという意欲が動くのは、どの地域でも共通しておる問題です。そこが委託費を出して委託した調査というものは、私どもの感覚では多少ゆがめられていく。委託者の意思によって、金をもらっての委託でありますから、公正な——公正という表現は必ずしも適当ではないかもしれませんが、その調査が、その委託発注をした意図を加味した結果が公表される場合がある、こういう危険もあるわけですね。ですから、いろいろな公害訴訟や何か起きておられますけれども、そういう時代の変遷の中では、何でもないのであってやめたことが、ものによっては人命を損傷しあるいは大きな問題を起してきておるんじゃないですか。いま公害訴訟が起きたり何かしておる問題が、当初からきちっと整理されておれば、こういうことは起きなかつた。

そこで、そういう調査を基礎に何か妥当だと思ふという態度なんですか、これから。どうなんですか。水産庁としては、水産行政の中で海を守るという立場に立つてやるのに、そういう調査だけを基準に、今後ともそういう調査をながめて妥当であるとかないとかいう見解で推移しようというのですか、どうなんですか。

○荒勝政府委員 今回伊達の火力発電に伴いまして資源保護協会が調査をお願いいたしました研究があるいは学者の先生方につきましては、私たちといたしましては、現在の時点におきましては、日本のこういった温排水の漁業への悪影響のことについて意見を述べられ、かつ調査をせられるメンバーといたしましては、まあ一応最高水準の方ではなからうか、それぞれの部署におきましてこういったことについての最高の権威者のメンバーの方々がお集まりになって調査をされた、こういうふうな理解しております。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
私たち行政府といたしましては、こういった権威ある方々の調査、検討の結果につきましては、相

当な質疑応答を私たちの研究部におきましてもいたしますが、一応結論が出た段階におきましては、われわれとしてはやはりその意見を十分に尊重することになるのではなからうか、こういうふうな考える次第でございます。

ただし、おそろくこういうことではないと思ひますが、あまりにも常識をはずれたような御意見が出る場合におきましては、なおさらに追加調査等をお願いすることがあるかと思ひます。すけれども、こういった方々がそうとつてな意見を出されたというふうな過去の先例もございませぬので、われわれといたしましては、この伊達の調査につきましては、権威ある御報告、こういうふうにとらざるを得なかつた、こういうふうに御理解願いたいと思ひます。

○農漁委員 今度の農林省設置法の一部改正で、先ほど機能強化をするということなんですが、これからはそういう態度ですか。そうじゃなくて、こういう問題が起きたとき、やはり水産庁自体に責任の持てる調査、これもその一部に該当しますけれども、やはりこれからは起きるわけですから、こういう問題が起きたときに、いやしくも農林省、水産庁として責任を持って、この結果はこうなるという調査を行なう意思なのか、それとも、そういう地方自治団体が委託費を出して委託調査をした結果を権威あるものだ、学者がおるのか、どっちなんですか。

○荒勝政府委員 水産庁といたしましては、従来、これは日本の行政機関全部がそういう傾向ではなからうかと思ひますが、公害問題については過去における知識水準なり研究の蓄積が非常に少なかつたわけでございます。これは当然行政機関の多少の落ち度というふうになるかと思ひますが、こんなふうに急速に公害問題が出てくるということは日本の常識としてあまり予想されなかつたということで、研究並びに調査関係の職員並びに研究費用につきましてもあまり充実していませんかつたわけでございますが、私たちといたしまして

て、今回公害防止のための課まで整備いたしましたので、この問題に全力を尽くすという姿勢を示しておりますので、今後ともさらに調査研究並びにそのほかの、あらかじめ情報を先取りしていろいろ行政を進めてまいりたい、こういうふうな思っております。

なお、この調査研究につきましては、最近非常に活発に公害問題につきましては全力をあげて調査、検討をいたしております、いろいろこういった問題が起った場合に、従来の研究部あるいは出先の研究機関で十分知識の蓄積があります場合におきましては、水産庁の蓄積で十分行政的に対処できるのではなからうか、こういうふうな思っておりますが、何せまだ時間が短いものですから十分な蓄積もございませぬし、公害のあり方につきましても相当バラエティーに富んだといつたら言い過ぎかも知れませんが、出方がそのつど相当違った形で出てまいります場合も多いものですから、これにつきましては、あらためてその段階におきまして学者、研究者の方々にお願いしてその意見を尊重することもあつたのではなからうか、こういうふうな考えておる次第でございます。

○農漁委員 どうもひとつ答弁があいまいですね。もう少し自主性を持ってこれに対処していかなければならぬ。せっかく農林省設置法の一部改正もして担当課も設けるといふのですが、これは予算上どうなんですか。やはり大企業に対する政治上の配慮があつてブレーキがかかるのですか。これは政府次官からも答弁を願ひたいと思ひますが、どこからブレーキがかかるかと思ひます。これをやれないのか、それとも水産庁に意欲が全くないのか、どっちなんですか。意欲がなくてそんな消極的な答弁しかできないのか、それともどこからブレーキがかかつて、あまり企業を刺激するということと積極的にやれないのか、どっちなんですか。いまの答弁では満足できないのです。せっかく農林省設置法を一部改正して専門課を設ける、それであてもない、こうでもない、学者の意見も聞かなければならぬ。——学者を置けばい

いじやないですか。それくらい学者を置くの
ですか。あちこち頼まなければいけぬようなもの
じゃなくて、責任を持ってそういうものを解明し
て、事後に禍根を残さないという姿勢がなせとれ
ないのですか。それはどこに原因があるのですか。
水産庁というものはそれほど能力がないのか、そ
れとも予算的に、機構的にブレーキがかかってや
れないのか、それはどっちなんですか。

○荒勝政府委員 公害の問題につきまして水産庁
に対して関係方面から圧力が加かったという
ふうな例は一件もございせん。これはあくまで
水産庁独自の判断で行動している次第でございま
す。

また、水産庁の行政スタッフだけでもつと貫徹
しろという御激励でございせんが、われわれとい
ましては、当然そうありたいということでも調
査研究陣営を動員いたしまして、この公害問題に
今後取り組んでいくという姿勢でございせんが、
問題が、先ほど申し上げましたように、非常に特
異な公害問題が今後さらに頻発してくるという可
能性もありますので、これについては、そのとき
にあるいは学者の方に別途調査をお願いすること
もあろうかとも思いますが、姿勢をいたしまして
は、当然に水産庁の機構をあげてこの公害問題の
調査研究に進まねばならないというふうに私は考
えておる次第でございせん。

○美濃委員 それでは、この問題について有珠漁
協の総会その他がさらに意思が整わないで混乱が
続くようであれば、水産庁はどういう状況のもの
であるかということを調査する用意がありますか
ら、どうですか。

○荒勝政府委員 いまの御質問についてちょっと
私、聞き漏らしたような形で、あるいは答弁が間
違つていられるかも知れませんが、私といたしまし
て有珠漁協の問題といたしましては、総会であら
うふうな決議がなされておられますので、この
決議は当然に漁協としては尊重されるべきものと
私は理解しておる次第でございせん。これにつき
ましては今後いろいろと内部的に動きがあるよう

でございせんが、これにつきましては道庁を通じ
ましてあるいは私たちのほうの立場として御意見
を申し上げる、あるいは今後指導申し上げること
になるかも知れませんが、これについては今後
の問題というふうに御理解願いたいと思ひます。

それからまた第二点といたしまして、その実態
的な有珠地区の水産の公害問題についての考え方
でございせんが、これにつきましては、私たちの
検討の段階におきまして、先般の報告というも
のがやはり権威あるものであるという考え方を私
たちはとっておりまして、これについては、現在
の時点におきましては、あの報告の結論を尊重し
てまいりたい、こういうふうな考えでおる次第で
ございせん。

○美濃委員 その報告を尊重するという考えにつ
いてはちよつと異議があります。これはまたあと
から政務次官に聞きます。時間の都合で限られた
時間にこれを締めくくられなければならないので
す。

そこで、総会の自主性を尊重する、こうなると、
何か聞くところによれば、地元の新聞を見ると、
大沢という組合長が北電と交渉を始めたという
記事、それからしばらくたつた新聞記事では、交
渉が妥結して調印したというような記事が出てお
るわけですが、監督上、このいきさつはどのよう
に承知しておりますか。

○荒勝政府委員 最近におきまして、総会では絶
対反対であるという決議がなされておるといふ報
告は聞いておりますが、しかしながら、絶対反対
の決議がなされておる反面、この組合の執行部の
方々が北海道電力との間で何らかの形で、非公式
だと思ひますが、非公式な接触があるということ
で、それについて組合の内部の間で、それが絶対
反対の決議かどうかという点についていろいろ
と意見があるやうに聞いておる次第でございせん。

○美濃委員 指導の立場から言つと、そういう過
程であれば、北電がそういう問題の処理ができて
いないときにこの工事に着手するということとは、
やはり水産庁としては好ましくないという見解を

とらなければならぬと思うが、その点はどうです
か。そういう物議の最中に着手してよろしいとい
う考えなのか、それはやはりそういうふうな地元
漁民の大きな反対があれば、そういう問題が円滑
に処理された後でなければ着手は好ましくないとい
う見解なのか、どうですか。

○荒勝政府委員 私たち水産庁の立場といたしま
しては、こういった水産関係の地元の団体の方々
が非常に不安と動揺されておる段階に、一方的に
工事が着手されるとか、一方的に話がどこか別の
場所に進んでいくとかいうことは、私たちとして
は非常に困るといふか、それについては反対、異
論を申し上げなければならぬ、こういう立場に
あるわけでございます。

ただ、具体的に現在の北海道の伊達の問題といた
しましては、北海道電力との有珠の執行部の方と
の間に、何とかして話し合いの糸口を見つけ出し
たいあるいは妥結の方向を模索したいということ
で、両方非常に苦しんで話し合いの糸口を探り
合おうとされていることにつきましては、これ自
身私たちとしては反対することはできないと思ひ
ます。これは非常にけつこくなことではなからう
か。

ただ問題は、その有珠の漁協の反対決議という
ものがどの程度水協法に基づく拘束力を持つかと
いう問題は、多少疑問としては残しておるわけで
ございせんが、これにつきましては、できまされ
ばこの漁協の中で十分話し合いをしてもらいた
い、内部問題として十分解決してもらいたい、こ
ういふふうに考えておる次第でございせん。

○美濃委員 しかし、農協にしても漁協にしても、
総会の決議というものはその執行者に対しては拘
束力はあると思うのです。それがなないという解釈
に立てば、これはもう総会の決定は無視して、組
合長たる者は何をやってもいい、ということにな
る。そうじゃないですよ。ただ、公害問題やなん
かに対して水協法に基づく漁協の総会の決定とい
うものがどこまで法的な拘束力を持つかという問
題は多少あるかという解釈でしょう。しかし、組

合長に対しては絶対の拘束力でしょう、総会の決
議というものは、どうですか。組合長の態度につ
いて私はそう解釈するのですがね。私も農協の組
合長です。農協、漁協というものの組合長は総会
の決定というものは順守しなければならぬ義務
があります。組合長の行動に対しては、絶対の拘
束力だと思ふのです。ただ、公害対策や何かに対
して、その総会の決議が他の関連の法的事項や何
かに全面的に一〇〇%の拘束力を持つかどうかに
ついてはいろいろ検討の余地があると思ひますけ
れども、組合長の行動に対しては総会の決定とい
うものは一〇〇%の拘束力だと思ふのです。そう
でないということになったら、これは問題が起き
ますね。農林省の指導の方針としては、組合長の
立場にある者は、総会というものは最高の議決機
関ですから、その議決された事項について、それ
以外の行動をするということとは、これは拘束力が
あるんじゃないか。ないということになればとん
でもないことになると思ふのです。どうですか。

○荒勝政府委員 ただいま私が申し上げましたよ
うに、総会の結論が絶対反対の決議がありますが、
これに伴ひまして、当然水協法に基づきます組合
長に対するあるいは執行部に対する拘束力はある
と認めざるを得ないと思ひます。ただ問題は、ど
の程度の拘束力があるかということになります
と、非常に微妙なものがありまして、たとえば総
会の決議というものがどこまで組合長の、たとえ
ばこの伊達火力発電の建設の問題についてはおよ
そ一言半句動いてもならないし、行動してもなら
ないというほどひどいものなのか、それとも組合
に不利な形での行動を制約しているものなのか、
その辺につきましては、決議を取り寄せておるん
ですが、どうもその辺になりますと、こんな大騒
動になるといふ前提にはなかつたかも知れませ
んが、必ずしも明確な拘束力のある決議ではない
というふうな考え方も出てくるわけでございせん
が、私たちがいたしましては、そういう誤解を
招くようなことになっては困りますので、やはり
原則としては拘束力を持つ。したがって、執行部

が新たなアクションなり行動を起こされるに際しては、ある程度組合の承認と事前の了承というものをとられたほうが適当ではないか、こういうふうに考えている次第でございます。

○美濃委員 私はいさう思うのです。たとえば総会の決議以外の、決定以外の行動をしようとする場合には、いまお話しした事前の了解というものが絶対組合長たる者は必要である。その了解なしに総会の決議に反する行動をするという事は、これはやはり組合長として逸脱行為だ、こう思います。事前の了解をとるという手段があるわけですが、事前の了解なしに総会の決議以外の行動をやっていくという事は許されません。われわれには許されていないと思うのです。

それは水産庁のほうでは、農協は別の経済局のほうから、連合会の検査その他で農協法によって行政庁は監督をする。その場合、このことはやがましいのですが、水協のほうはどうですか、監督はどういうふうに行っているのですか。農協の監督よりは多少ゆるいのですか。事前の了解なしに総会の決議以外の行動をしてはならないが、それが情勢の変化や、あるいはこういう対外的な問題で他からの申し入れ等があった、その申し入れの相談に、世俗のことばでいえば木のこっばではなをかんたんな返事もできないから、一応話を聞いてみようという場合においても、事前の了解をとって行動すべきである。事前の了解なしに勝手に動いている。この間は報道でなしにNHKのテレビで見たのですが、資材を積んで着工に入っている、地元住民の反対で一時間か二時間くらいみ合ひをして、また資材を積んだトラックは引き揚げた。これは九段宿舎のテレビで見たわけですね。

これはおかしいと思うのです。いま長官の説明からいけば、そういう問題の処理がつかないうちに着工することは好ましくない、行政上の観点から見ても好ましくない、こういうのでしょう。それが行なわれておる。二時間ほどならみ合ひして帰ったというのをこの間NHKの朝のニュースで

九段宿舎で見ました。そうすると、総会を無視して、あるいは調印はしていないかもしれないけれども、かなり進んだ約束事があるのじゃないか。だから、ああいう行為が起きてくるのじゃないかと思うのです。ですから、事前の了解はとってないはずですね。事前の了解をとらないで、ある程度契約調印をしているかどうかは別としても、相手方に大体その条件でよろうというようになりなかなり深い了解を与えておるのじゃないか。だから、着工という動きが出てきたのじゃないか、こう思うのです。

ですから、そういうのは、何も水産庁の命令でやっているのじゃないのですから、直接水産庁に責任があるという趣旨に基づいて私は言っているのじゃないけれども、指導監督上から見たら、そういう行為が起きてくるという事は好ましくないです。事前の了解はとってない。総会の決定以外の条件の話し合いに依拠してみたいと思うという事前の了解はとってない。その文書はかなり進んでおると思うのです。着工の動きが出てきたという事はかなり進んでおるのじゃないか。正式調印をしたかぬか別として、おそらく総会を無視して正式調印をしていないのじゃないかと私は思いますけれども、それも好意的な判断です。あるいはしておるのかもしれない、この道紙の記事のように。だから、疑えば、総会が終わらないから、しないというを言っている、あるいは中身はしておるのかもしれない。あるいはしていないかもしれない。あるいはしておると私はここで断定はしません。間違ったら困りますから断定はしません。着工の動きが出てきた。それは長官の言う好ましくないというものが出てきた。

そうすると、これは指導監督上やはり道庁とも十分連絡をとって、あやまちをおかさないようにもう少し指導監督の強化と、もう一つは、最後に政務次官にお伺いしますが、こういう問題が起きるわけですから、やはり農林省、水産庁としての特に海の上のこれに対する自主的見解をもっと高めてもらいたい。一千万円地方自治体が出した、市

町村を通じて出して、これが適当だろうなんということでは私は了解できません。もう少し農林省は権威のある、みずからこの問題はこうで、たとえばいよいよ農林省でありますから、ほんとうにはつきり害がないという事の責任が持てるのであれば、過剰な不安、動揺が起きないように農林省は責任を持って、これこれの害は起きるだらうけれども、それ以上の害は起きないというところまで入るべきだと思ふのです。こうなってくるこの公害問題は、それを害があるんであれば、地方自治体が一千万円の調査移託費を出して、それをながめ、ひねくり回してみても、それが適当であるかないかというのはいさう思ふます。ですから、これにはこれこれの害が起る危険性があるからその害を除去する完全な設備をするか、それともそれができないならば中止と、そういうき然たる、やはりこれからの海を守り、大切なたん白資源を守っていくことになれば、かなりの権威とそれから自信を持ってこの問題に当たっていかねければ、私はたいへんなことになると思う。その点、指導上の見解を明らかにして、逸脱行為があればそれはやはり道庁なら道庁を通してあやまちを起さないように指導の徹底を期すとともに、農林省、水産庁みずからこういう問題に対して権威ある、また国民に対して責任の持てる取り組みをしてもらいたい、こう思います。

○荒勝政府委員 ただいまお尋ねの分でございますが、水協法の指導監督につきましては、先生御指摘のように、農協法に基づきます指導理念と全く同一の考え方に基づいておりまして、多少法律上いろいろと内容も違ふ点もございますけれども、指導監督という点につきましては何ら異ならない指導をいたしておる次第でございます。

また第二点の、すでに有珠漁協が、電力会社と組合長との間に秘密の協定があるんではなからうかという御質問でございますが、これにつきましましては、きのうの晩もあらためて確認いたしました。が、そういう違法といえますか、不当な協定な

り契約というものは何ら現在の時点においては締結されてないというふうに私たちは報告を受けている次第でございます。

それから第三点の、総会の決議があるにもかかわらず、そういう誤解を招くような行動というものについての指導監督なり今後の問題でございますが、これらにつきましましては、先ほど申し上げましたように、原則として、総会の反対の決議がある以上は、その決議と反対の行為をいいますか、決議に反するような交渉なり行動を起こすことは、あくまで原則として水協法の三十五条の二の規定に違反するといふふうに私たちは考えておりまして、この点につきましましては、あらかじめ組合内部の事前の同意なり承認なりが必要ではなからうか、こういうふうに考えております。

また第四点の、水産の今後の研究体制の確立あるいは自主性を持つていくことにつきましては、全く御指摘のとおりでございます。われわれもいたしましては、今後こういった問題にあらゆる努力を払ひまして、内部的に権威ある調査研究ができましたように今後とも努力してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○中尾政府委員 なる長官が四点到りまして述べましたように、私もその方向づけの中で指導していきたくと思つておるわけでございますが、特に私に対しての御質問は第四点、自主的な判断を持つていって農林省が地域の公害の問題に對してもやっていくべきではないか、こういう仰せでございますが、まさに先生の御指摘のとおりでございます。それはますますこのように多角的にあらゆる問題が煩瑣に起こってくる現時点におきましては、農林省が自主性を持って、自主的な判断に基づいた指導方針で介入していくべきところは介入をしていくことに私もほそを固めておるつもりでございます。農林省もその方針でいくつもりでございます。

○美濃委員 最後に、質疑の中で一点ありました、こういう物議をかもしておる中を、そう緊急に急

がなければならぬ工事でもありませんから、解決のつくまでは着工しないようにひとつ水産庁のほうから道庁を通じて指導するように要請したい。問題が円満に解決して着工することは、私どももとやかく言うものではありません。問題の物議の中で着工を強行しないようにという指導を道庁を通じてやるように要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○佐々木委員長 馬場昇君。

○馬場委員 私は、牛の奇病について質問をいたしたいと思ひます。時間が限られておりますので、答弁を簡潔に、明瞭にお願いしたいと思ひます。

昨年の夏ごろから突然牛の奇病が発生したのは御承知のとおりでございますが、まさに酪農家は順調に胎児が育っているだろう、こういうぐあいに思っておったやさきに、早産、流産、死産、奇形、こういうものが続出して発生してきたわけがあります。特に死産なんかにつきましては、まさに骨と皮だけでミイラ状態にまっ黒くなって子牛が生まれてくる、こういうような事例もたくさんあるわけでございます。さらに奇形に至っては、生まれてきて足が立たない、あるいは乳も飲めない、前足が曲がってしまつておる、あるいは大脳がないとか歯がないとか、全身けいれんを起こして直ちに死ぬとか、こういう流産、早産、死産、奇形というのが非常に続出してきたのは御承知のとおりでございます。私の郷里の熊本、地元でも、特に県南で、人吉市、球磨郡、水俣市、芦北郡という二市二郡を担当しております城南家畜保健衛生所というところがあるのですけれども、その管内で去年の八月からことしの三月までに流産が百八十七頭、死産が百二十六頭、奇形が二百七十五頭、計五百八十八頭、小さい二市や二郡の中でのように大きい数字が出ておるわけでございます。熊本県全体といたしまして、三月末までに大体二千五百五頭、そういうのが報告されておるわけでございます。こういう状態の中で、まさに酪農家は不安の極にあるといつても私は過言ではないと思ひます。

思ひます。そうして中には、もう二度と再び牛は飼わないぞといつて牛を売り払つてしまふ、そういう農家もありますし、受けました経済的な打撃というものはわかり知れない、こういうような深刻な状況になっておりました。まさに酪農家は不安、動揺、ショックを受けておる、こういう現状にあります。

そこで、質問をいたしたいのですけれども、全国的な発生地域、そしてその発生経路、全国的に何頭こういうような状況になっておるのか、こういうことについて最初、具体的な数字を明らかにしていただきたいと思ひます。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、昨年の夏ごろから鹿児島、宮崎を中心といたします南九州から始まりまして、中国、四国、それから関東の一部地域にまで早産、死産が発生したわけでございます。昨年八月以降、今年三月末までの発生を見ました県は二十四県ということになっておりました。その頭数につきましては二万七千八百五十二頭ということに相なっております。この内訳を申し上げますと、乳用牛が一萬八千八百七頭、肉用牛が九千四百五頭ということでございます。地域的な特徴といたしましては、鹿児島、宮崎、熊本、大分、この九州の各県にかなり多く発生しているということと、それから関東におきましては千葉、茨城、この辺に発生が見られるということと、さらに福島以北につきましては発生が見られておりません。それから北陸地方におきましても発生がないというところでございます。

なお、ただいま申し上げました数字につきましては、おおむね四、五％は毎年通常の流産がありましてございまして、これも含まれておるわけでございます。

○馬場委員 最初からしかりつけるのも妙ですけれども、昨年の末からとあなたはおっしゃったけれども、八月ごろからですね。八月は昨年の末じゃないですよ。そういうような認識では非常に困るわけです。最初にちょっと注意しておきたい

と思うのです。

では、どこから発生して、どういうぐあいに広がっていったか、そういう経路をひとつ明らかにしていただきたい。

○下浦説明員 先ほど私、昨年の夏ごろから申し上げたわけですが、入れ歯の関係で発生が不明瞭でございます。申しわけございません。

○馬場委員 発生経路でございますが、先ほど申し上げましたように、宮崎、鹿児島、南九州から始まりまして、それから四国、中国地方、さらに千葉県、茨城県を中心といたします関東地方に及んだというのがその発生経路でございます。

○馬場委員 具体的に聞きますと、九州と関東地方は発生時期はずれましたか、同じでしたか。

○下浦説明員 おおむね一カ月ほどずれております。

○馬場委員 ビークはいつですか。

○下浦説明員 ビークは四十八年一月でございます。

○馬場委員 八月、九月ごろがビークではなかったかと私は調査をしておるのですけれども、あなたが間違ひか私が間違ひか、もうべん答弁していただきたいと思ひます。

それから流産、早産ですね、こういうものと奇形というものは一緒に出たのですか。それとも時期的に流産、死産が何月ごろで、奇形が何月ごろとずれましたか、その二つについて。

○下浦説明員 お答え申し上げます。

流産、早産につきましてはビークは昨年の九月、十月ごろでございます。それから奇形につきましては本年の一月がビークということでございます。

なお、奇形につきましては、流早死産をしながら持ちこたえたものが奇形児となっております。

○馬場委員 通常の場合、流産とか早産とかいうのは大体何％、昨年度はこういう異常な事態で何％になったかという数字をお聞かせいただきたいと思ひます。

○下浦説明員 お答えいたします。

通常の年におきましては、私どもの調査あるいは都道府県の畜産試験場の調査等を見ますと、大体四％台から五％くらいまでが通常の流産率というぐあいに理解をいたしております。それから本年は高いところでは一六％、低いところでは〇・五％ぐらゐ、こういうことに相なっております。

○馬場委員 私の調査では、通常の場合大体乳牛が一・〇％ぐらゐ、肉牛が〇・五％ぐらゐだと私は把握しておるのですが、いま言われたのとはちよつと違ひます。私の調べが間違ひですか。昨年は大体九月ごろで一〇・六％ぐらゐの流産、死産、奇形というのが出ておるようでございますが、この数字はいまの答弁と違ひますので、どうですか。

○下浦説明員 お答えいたします。

兵庫におきまして調査成績、これは淡路島一市十町の調査でございますが、これで見ますと、流産の発生率が三・二％程度、それから畜産局、私どものほうで、北海道、岩手、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、兵庫、これら各県下の成牛飼養農家の乳牛につきまして調査いたしましたところでは、発生率が四・九％程度、こういうことになっております。

○馬場委員 私は一地域のことを聞いておるのじゃないのです。全国的な平均を聞いておるのですよ。全国的な平均を答えてください。

○下浦説明員 流産率につきましては調査は、ただいま申し上げました調査しかございません。

○馬場委員 次官に聞きたいのですけれども、いま私とやりとりをしたのですが、実にずさんです。深刻に考えていない。調査も明らかでない。こういうような状態だからこういうことが起こるんだと私は思ふのです。二万七千頭以上、二万八千頭ぐらゐがそういう流産、奇形になっておるわけですから、これは日本の酪農にとってはまさにたいへんな問題だと思ふのですよ。そういう状況の中で具体的な数字というののははつきりしていない。基礎資料も十分でない。農林省の姿勢という

昭和四十八年四月十九日

ものは非常に怠慢だと私は思います。次官はこういう状態を一体どう思うのですか。私はこれは明らかに大災害だとうとうぐあいに思っています、農林省は緊急に徹密な対策を立てるべきだと思つた、このことについて、この酪農の異常事態について、この次官の御見解をお尋ねしたいと思います。

○中尾政府委員 お答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり、昨年末以来、実に二万七千八百頭という、牛頭数からするならばいささかはかり知れない数がかういふ被害をこうむつてゐるという事は、ゆゆしきことだと考えざるを得ないわけでございます。農林省としましては、緊急にこういう問題の対策を練つてゐるわけでございしますが、いまからもうこういう問題を十分に調査をして、なおかつこういうものの発生が拡大しないように、鋭意努力するつもりでございます。

○馬場委員 私は、いまの次官の答弁でも非常に抽象的で、真剣に取り組んでおられるというようないま真摯な姿勢というものが受け取れなくて非常に残念なんです。

そこで、抽象論ではなくに、具体的な問題に入つていきたいと思います。このような異常なことが発生した原因は何か、真犯人は何かということについて農林省はどういう見解をお持ちですか、お尋ねいたします。

○下浦説明員 原因につきましては、私どものほうの家畜衛生試験場をはじめといたしまして、関係県の大学あるいは試験研究機関、またそれぞれの地域の家畜保健衛生所等におきまして、いろいろの角度から幅広い調査を進めてまいりましたけれども、ただいままでのところ、飼料、農薬、環境要因、受精状況等の要因については否定をされておる状況でございます。むしろ、発生例にウイルス性疾患の特徴的な病変が見られるということからいたしまして、家畜衛生試験場を中心といたしまして、日本獣医学会の専門家を含めまして、全力をあげて伝染性疾患としての原因の究明につとめているところでございます。すでに発生例

から分離されておりますウイルス株について妊娠牛への接種試験を行ないまして、病源の確認を急ぐことといたしておる次第でございます。

○馬場委員 現在までの結論としては、原因は明らかでないということですか、それともビルスだと断定をされてゐるのですか、どちらですか。

○下浦説明員 決定したというわけではございませんが、ウイルスがその発生原因として一番有力であるという見方でございます。

○馬場委員 先ほどいろいろ原因として考えられる中身を言われたのですが、飼料の問題も確かにある、牧草に対する農薬の問題もあろう、さらには環境の公害、あるいはわらとかなとかを食つた中毒とか、いろいろこういう原因が考えられると思います。先ほど、これは完全に否定した、それじゃないのだとおっしゃいましたけれども、私はまだ完全に犯人ではないということにはならないのじゃないかと思うのです。だから、これについてはどういふことで否定したのか、否定したからもうこれらについての原因究明は行なつていないのか、こういうことについてさらにお尋ねしたいと思うのです。

もう一つは、この去年の精液というのは、大体どこの種畜場から出たのか。あるいは種つけする場合の衛生の問題とかそういう問題もやはりあるのじゃないかと思うのですけれども、これについてはどこの種牛から出たのが去年の種つけに発生地域で使われたのか、そういうことをもう少し具体的に明らかにしていただきたい。

○下浦説明員 お答えいたします。

飼料なり農薬なり肥料なりそれから家畜なり、それそれの由来の明らかでございます。農林省の宮崎種畜場におきまして、関係専門家によりまして現地調査の結果から、これらの要因につきまして否定をされておる次第でございます。また、千葉県、宮崎県等におきましては、家畜保健衛生所管内の農家を個別に調査をいたしまして、給与飼料の種類、すなわち購入飼料、かす類、牧草、野草等の単独または組み合わせ給与している農家別

の発生状況等に差がなかったかどうかということ調査いたしましたけれども、これは差がないという結果が出ておる次第でございます。

なお、御指摘になりました種牡牛の関係でございますが、これらも全部調査を行なつた結果、先ほど申し上げましたような結論を得ておる次第でございます。

さらに、日本獣医学会におきましては、あらためましてこれらの諸要因全体につきましてまた調査をやりまして、すっかり洗い直そうということをやつておる次第でございます。

○馬場委員 それでは、飼料とか農薬とか環境公害とかあるいは中毒とか、そういうのは現在原因究明の一つとしてまだ調査中であるということでは把握してよろしいのですか。

それから、発生地帯に対する精液はどこの種牛から出たのか、この点はさきさき答弁がなかったのですけれども、これを明らかにしてもらいたいと思うのです。

さらにここで最後に次官にもお聞きしたいのですけれども、たとえば原因が飼料だということになりまして、どこかに責任がくると思うのです。またどこかに責任がくる。さらに農薬だということになりましてどこかに責任がくる。そういうことでもって、これはうがち過ぎかもしれないけれども、ビルスに責任を押しつけた場合には責任がないと言われるかもしれないから、そういうぐあいに行政責任を回避するということのような立場の研究に傾いていられないか。こういうことがありますとゆゆしい問題ですから、そういう点について次官のほうからきちんと、そうであるならある、なければない、ということを書いていただいて、やはりあらゆる原因を徹底的に、責任が政府にかろうとかかるまいと一生懸命やるのだ、こういうような姿勢があるのかないのか、そういう点、どうも犯人を隠してしまう中に行政の責任ののれんがあるように私は見受けられるのですから、その辺についての次官の見解もあわせて御答

弁願したいと思います。

○下浦説明員 先ほどの種牛の関係でございますが、これは家畜改良事業団から出ました凍結精液あるいは県有牛の精液その他いろいろございしますが、その発生いたしました牛につきましては逐一調査をいたしたわけでございます。明らかにされておるわけでございます。

○中尾政府委員 お答え申し上げます。

確かに、先生の御指摘になりましたように、一つのそういうアクション、災害その他が起りますと、関係当局というのが逃げ腰になつておるといふ非難は、いずれの当局においても聞かれる問題点でございます。ただし、この問題に限つて、また同時にこの種の問題に関して申し上げますならば、あくまでも農林省は非常に純技術的にこういう問題をとらえまして、逐一調査の上に立つて正しい判断を下す。すなわち正しい判断というのは、十分な資料や十分なデータに基づいた上に立つて初めて正しい判断、決定が下せるんだ、そこにまた決断もあり得るんだ、こういう中で農林当局はやつておるつもりでございます。したがって、今日までのこの問題にいたしましては、飼料や農薬、環境要因、さらにまた受精要因というものがなからうか。それがもし先生の御指摘のように農薬であるならば、これははっきりと農薬だということを申し上げて、それに対する対応策を練つていく、またそれに対して、被害農家に対しては被害に対する対策も緊急措置として練つていく、これはもう当然であつたまえのことであらうと思うのでございますが、あくまでも純理論的に、また純技術的に考えていきまして、何が一体要因なのかということがつかめない段階には、その要因の模索に全力を傾倒せよという形で農林当局は取り組んでおるつもりでございます。ただ、その点はひとつ先生にも御了解のほど願ひたいと思うのでございます。

○馬場委員 要望しておきますけれども、いま次官の答弁も前向きな答弁ですが、決して、行政責任にかかわるからこれは消すんだとかじゃなし

けれども、それに対して政府筋、企業筋が妨害を
して、水銀じゃないのだ、爆弾とかあるいは農
薬だとかいろいろなことを言って、それで究明が
おくれた。そうしてあるうちに、第二の水俣病が
新潟で起こったのです。熊本の水俣病の原因をき
ちんとはつきりさせておきさえすれば、第二の水
俣病は新潟では起こらなかった、こういうことを
私は経験として知っているわけです。そういう意
味におきまして、ぜひ今回は、先ほど次官も言わ
れましたように、三年前にもあったのですから、
行政がきちんとそれを把握する努力をするのと
に、この原因究明機関、私は千葉の試験場等をや
っておられると思うのですけれども、これが筑波に
移転するとか何とかの問題、いろいろの問題で
ごたごたしておるようです。とにかく徹底的に人
員も予算も取って、再びこういうことのないよう
にやっていたらいいと思うのです。

そこで、時間かきましたが、一言だけまた言っ
ておきたいのですけれども、被害者の救済の問題
です。これは農家に行つて聞きますと、たとえば
毎年二頭ずつ産ましておる。ところが、それが全
部死産、流産だった。四十万円損をした。そうし
て親牛を手放した。追い銭を打った。その他産ま
れるときの獣医の問題、とにかく百万円損失が
あった。また昨年の暮れに四千万円かけて牧場を
つくった。そして二十・六ヘクタールの牧場をつ
くった人がおられます。この人の牧場では六頭、こ
ういう流産、死産、奇形になつてゐるのです。こ
の人からも聞きまして、まさに百数十万円の損
失だ、こういうぐあいにいわれておるわけでござ
います。そこで、こういう損害、私は災害だろ
うと思うが、こういう損害に対して、もう酪農の行
く先は不安だ、牛を手放したいという農家さへあ
るわけですよ。こういうものに対して補償を国は
考えないのか。また家畜共済といふ家畜保
険といふか、こういうものも何ら適用されな
い。切り捨てごめん、原因もわからない、不安動
揺におとしれておる、こういうことでございま
すが、国がこの損害を受けた農家に対してあたた

かい手を差し伸べて救済をする、こういうような
ことを考えていないか。現在精液を二本国がやっ
たというだけでしよう。あと何もしていない。こ
の辺についてもぜひよろしくお願いしたいと思ひ
ます。救済を確立すべきだということについて、
具体的な話は抜きにして、時間が来ましたので、
次官の方針といふか、今後することでもいい
ですから、今後やりたいという方向でもい
いですが、そういうことをぜひ私を通じて、こ
の質問を通じて農民に明らかにしていただきたい
と思ひます。

○中尾政府委員 時間の関係もございまいしうか
らごく簡単にお答え申し上げたいと思ひますが、
被害農家に対する措置は、当面次のように緊急措
置を講じていくつもりでございします。

まず、家畜伝染の予防につきまして、伝染病予
防法に基づきまして家畜保健衛生所職員による立
ち入り検査、消毒及び巡回指導を行なうとともに、
母牛には異常がなく、流産、死産後の再種つけが
順調であることにかんがみまして、関係機関を活
用して母牛の売り急ぎを防止しまして、早期再種
つけを励行するように指導していきたい、こう考
えております。

また、流早死産が発生した乳用牛または肉用牛
の飼養農家に対しては、優良な人工授精用の
精液を無料で早急に配布するように措置をいたし
まして、それと同時に、被害農家の既貸し付け金
の償還猶予並びに貸し付け条件の緩和については
融資機関に協力を十分要請していくつもりでござ
いますし、また現在要請しております。

今後、その原因につきましては早急に結論を得
るよう努力をするとともに、原因が判明した際
には、それに応じました所要の措置の実施につぎ
まして万全を期すこととお約束申し上げます、こ
う考えております。

○馬場委員 とにかく宮崎県等では、子牛安定基
金というのをつくりまして、そういう積み立てを
してそれで助成をするというふうな方法なんかも
いろいろ考えておるようでございします。国もぜひ、

二万八千頭ぐらゐあるわけですから、そういうよ
うな被害農家に対して救済措置を今後さらに十
分研究して助成をしていただきたいということを
要望して、質問を終わります。

○佐々木委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農林大臣が参議院の農林水産委員会
に出席されて、当委員会で議員立法しました古々
米四十万トン及び政府操作飼料の二十万一千トン
の審議に入つておられるということでござい
ます。中尾政務次官に主として緊急な問題として
次のようなことを質問いたしたい、かように思ひ
ますが、本日は、私いろいろ質問通告をしており
ましたが、けさほど通告しました問題からまず当局
のお考えをただしていきたい、こういうように思
ひます。

きのう実は金融四法の審議をいたしまして、そ
の中で、農業協同組合法の一部を改正する法律案
の中でレンタル制の問題等をいろいろ一時間近く
論議したわけでありましたが、その中で今後の土地
の買い占め、乱開発ということも農林大臣にいろ
いろと聞きだしたわけでありました。ところが、け
さ、ちょっと新聞を見てみましたら、毎日新聞の
社説に「ゴルフ場建設を断固規制せよ」という見
出しで、その二段に「田中首相は最近同郷人の会
合に出席し「新潟にはほとんどゴルフ場を造成す
るがいい。国会答弁と違つて、これが私の真意だ」
というふうな口をすべらした。国土の将来を最
も強く考えていかねばならないはずの首相が、冗
談か何かからぬにしろ、このようなことをばは
んと口に出したということになれば、これはい
かにも軽率ともいふべきか、またけしからぬ問題
である。まさか、まんざらうそをこんな新聞が社
説に書くわけがないと思う。けさ通告してありま
すので、政務次官は十分これを読んで知つておら
れると思うが、まずその辺の御感想からお伺いし
たい。

○中尾政府委員 私も実は社説を、残念ながら毎
日新聞のを読んでおりませんで、さっそく読んだ
のでございします。掲載記事の具体的内容、記事の

経緯については、全く私も承知しておらなかった
ということもさうして申し上げておきたいので
ございしますが、まあ、私も読んだ限りにおいては、
ほんとうにこういうことを言ったのかというよう
な、まだ疑わしいような気持ちでございまして、
真意のほどがまだつかめておりませんので、その
点はいまふえんすることは差し控えたいような感
じがいたします。

感想と申し上げますと、まあおそろく、何と
いいますか、総理御自身も、地元に戻つて、
地元の方々とお会いになつたりラックスしたお気
持ちの中で、だれしもが軽口をひよつときい
て、真意でない気持ちをそのまま冗談に託して言
う場合がよくございします。中国の問題でも、八億
の民がある。原爆を中国が落とされた場合には四
億の民がまだ残るだらうというふうなことを軽口
に、よく冗談のように言う人がおられます。これは
考えようによつてはたいへんな重大問題であるに
もかわらず、その場の雰囲気や冗談のようにな
った場合がある。そういう関連したところの中に
おける一部を取り上げられるとすると、これが重
大問題になりますけれども、その場の雰囲気や察
知いたしませんと、なかなかこういうものは、た
だその場の雰囲気におけるものをことばだけの上
に立つて判断することは、早急なような感じが
いたしますので、その点は私も十分内容に至つても
う少し掘り下げて聞いてみたいという感じがさ
えるわけでございします。

いずれにいたしましても、最近におけるゴルフ
場の建設の増大に伴ひまして、農地等が過剰につ
ぶされていくという傾向はもう厳に戒めなければ
いけないということ、しばしばここで論議され
たとおりだと私も思つております。農林省と
いたしましては、関係省庁における適切な業界指
導と相まちまして、地域の農業のいよる維持、
発展に支障の生じないように、農業振興地域制度
あるいは農地制度、保安林制度等を厳正に運用し
てまいりたい所存でございします。

○瀬野委員 政務次官がその現場におられたわけ

じゃないと思ひますので、この真相の問題についてはあなた自身がはっきりしたことは言えないことは一応わかりますけれども、いやしくもこのような大新聞の社説に堂々とこういうふうに出てくるということは、これはまことにけしからぬ。田中総理自身が本会議においても、乱開発の問題については土地の買占めその他をきびしく規制しなければならぬということで、現在、皆さん方御承知のように、国会においても生活関連物資の買占め及び生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案及び生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案を提案してありますし、当委員会でも、昨日、この法案について物価問題等に関する特別委員会に連合審査の開会を申し入れ、来たる二十三日にはこの審議をするというところで、いま準備をしておるわけでございます。こういう国民重視の中に、しかもこの土地買占めめなしいは物価騰貴問題を取り上げて、いま真剣に対策を練っておるおことはをかりれば、リラックスした中でつい漏らした、こういうのだが、私はこれがいわゆる本音ではないか、いわゆる総理のことばは偶然でなく本音じゃないか、こういうふうに思ふわけです。いずれこれは来たる物価特別委員会の中でも重要な問題として論議をするというところになりましようし、またこの問題については真相を明らかにすることになると思ひますが、かねがねこういふことが心の中にあるから、いわゆる列島改造論その他についてもわれわれはたいへんこれは問題であるというふうに言っているわけでありまして、大問題である、こういうふうに思ふわけです。

それで、この新聞はおそらく私は間違いない。自信があるからこういふふうに出てあるわけですが、しかもこの中に、総理自身もこれが私のいわゆる真意だ、と書いてある。こうなると、まさにこれは国会軽視もはなだしい。また田中総理のいわゆるかねがね思っている真意がここに出たんだ、こういうふうには私は思ふわけです。それに

いて私は憤りを感じております。農林省として、これはいざれ明らかになることでありますけれども、こういふことを発言したことに対しては、どういふふうに今後総理に対処されるのか。また農林省としては、これはいざれ明らかになりませんが、いかなる考えで田中総理に今後これを明らかにしていかなれますか、その姿勢についてさらに政務次官から伺いたい、かように思ひます。○中尾政府委員 私ども政府に關係してあります立場の者、並びにま自由民主党という一つの狭い範囲で考えましても、田中内閣をいたいて、これに協力を惜しまずやっておるつもりでございます。そういうさなかの中で、これが新聞では真意という形で総理が述べられたと書いてございしますが、まだ私は実はふに落ちないのでございします。大新聞ともあろうものがまかり間違ふことはなからうと先生御指摘でございますが、その大新聞がややもするならば、これまた過誤をおかす場合も間々あるわけでございまして、昨年の七月に田中内閣の発表のときには、あれほど非常に大きく書き立てられはめとされた田中内閣が、六カ月後には全くまことに批判も批判、中傷の批判が多いというふうな新聞のやり方を見ましても、必ずしも新聞が絶対値であるというように私どもは考えておりませんので、この内容をもう少し私どもは調べてみたいという感じがいたします。

同時にまた、農林省当局は一体それに対してどういう感想を持つかというところは、先ほど述べたとおりでございますが、さらに追って言いますならば、これがほんとうに田中総理の真意、内容であるというならば、それは総理の発言は、現在の日本列島改造の中における一翼をになつて農林省が逐一に、現在の農地法の問題並びに山林原野の荒らされていく問題等をも踏まえながら、私どもが現在鋭意努力、討議していることとささか違つてまいりますから、その点は厳に戒めていかなければいけないという気持ちに立つものでございまして、その点は、田中総理が言うたから絶対そのとおりに従っていくというもののじやござい

ませんで、政治家でございしますから、あくまでも是非々にとらえていく。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

自由化の問題のように、私どもはいささかがんこにまでも抵抗を続けるというような大臣のたてまえを見ましても、農林省は農林省当局の考え方がございしますから、その方向に沿つてわれわれは考えていくということをここに明らかにしておくつもりでございます。

○瀬野委員 政務次官からいまるお話がありましたが、先般の本会議の席でも、与党の、あえて名前も申しますが、渡辺議員は、与党でも総合農政調査会または林政調査会、土地問題調査会、この三つの副会長をしておられる方です。この渡辺議員が与党を代表して本会議で質問されたその節、田中総理に、最近のゴルフ場の乱開発の問題を取り上げてきびしく追及され、与野党からも一時拍手が起きるほどの問題については共鳴の声があつたわけですね。与党としては実に思い切つたことを言つたということで、われわれも評価したわけでありまして、去る四月十三日も渡辺議員は、与党の関連質問で、最近、中金あるいは各農協は金がダブつていて、それらの金を、いわゆる債券を持つてきて中金にそれを買つていただき、農協が業者に金を融通したお金で土地を買ひ、買い占める、そういうことは栃木県、群馬県あたりこちにたくさん起きてきている、けしからん、こういうた実態をいざ農林省は勉強して明らかにせよというきびしい追及があつたことも御承知かと思ひます。与党でさえもそういうところではない、いへん問題にされていく。わが党でも参議院の決算委員会、黒柳議員がこのゴルフ場の問題を明らかにして、ずいぶん世間の注目を浴びたわけでありまして。

の工業用地十二万ヘクタールをはるかに上回るといふ数字になっております。しかもゴルフはますます庶民の運動として最近その広がりを増し、需要が増大する一方であります。またその建設には広大な地域を必要とすることはもう御承知のとおりでありまして、最近のように地価の値上がりの中で、自然破壊、土地投機などを助長するほか、文化財の破壊とか土地に対する犯罪も起きておりますし、森林法違反など、問題がいろいろ起きてきております。

こういつたときにこういうことを一國の首相みずから、最近の土地買占め、物価騰貴に対してきびしい規制をしようといつて、立法を逐次命じて国会提出になつてくるのときに、われわれ農林関係に携わっている者として真剣にこの問題を論議しているときに、こういったことを不用意にも言うことは、まことにこれは国会を軽視し、また国民をばかにしたやり方である、かように思ふわけです。

この機会に聞いておきますが、こういった与党からのゴルフ場の乱開発を規制せよとか、最近目に余るゴルフ場の開発、こういったことに対していろいろと土地問題調査会も検討されておると思ひますが、農林大臣の代理である次官は、こういった問題について、ゴルフ場については今後どういふ方針を立てていかれるのか、その点も明らかにしてもらいたいと思ひます。

○中尾政府委員 詳細にわたりましてどのように法制化していったらあるいはまた規制していくかということに対しては関係者に答えさせることといたしまして、基本的な考え方といたしましては、さきに渡辺議員が農林中金の質問をいたしました際に、それに答弁したのは私だと記憶しておるのでございますが、私も渡辺議員の御質問に同感でございます。日本列島改造というもののメリットはたくさんあるわけでございますが、その上に沿つて田中総理は日本列島改造と言つたにもかかわらず、それをむしろデメリットたるべき、

どちらかというと土地の買い占めとか、そういう方向にいきさか投機的ムードが流れたことだけは遺憾であるという事は、あらゆる点で指摘されるかと思うのでございます。

特にゴルフ場などにおきましては、ゴルフ場という名目で土地買いあさりをしていながら、結果的にはゴルフ場ではなくて、売買投機のための対象にしておるといふようなことが現にあったという事実も聞いておりますし、これは絶対に戒めべきものである。しかもそのゴルフ場の対象になるのが、ほとんど農林省の管轄である山林原野に買い占めが行なわれておる。一つの村に七つ、八つもゴルフ場の申請が出ておる。これは狂気のさたと云わざるを得ない。この点におきましては、どんな方法においてもそういうことのないように規制をしていくことを厳に考えていかなければならぬなという感じは、農林当局の政務次官として持っておることを私はお伝え申し上げたいと思います。

○瀬野委員 この問題はまことに重大でございますが、近く田中総理を当委員会に呼んでいろいろ真意を問うという事で、実は金融四法の問題で委員会でもいろいろ計画をしておるわけです。その際にもいろいろと真意を問うという事になりまして、さしたつては来たる二十三日、月曜日の物価対策特別委員会に明らかにすることにもなりますが、私は農林大臣の代理である政務次官に——この世論の中にこれは重大な問題でありますし、一回の総理がかりそめにもそういった同郷人の前でリラックスした姿で言った、その辺もどうかかわりませんが、つい出たこのことばは、これはいつも思っておる本音じゃないか、そうすればまことに国会軽視もはなはだしいことで、とんでもないことである、憤りを感ずる。こういう問題でありますので、自民党のいわゆる総合農政調査会または土地問題調査会等いろいろ問題にもなるかと思ひますけれども、私は当局に対してこの真相を早急に明らかにしていただいて、二十三日の物特でもいろいろとまた論議

されることになると思ひます。自民党としても渡辺議員等も、かねがねこういふことに対しては政府に対するきびしい追及をしているわけでございますので、総理の真意について、正式に早急にひとつこの釈明をしていただきたい、またこれに対する弁明を私は要求したい、かように思う。

その点についてはつきりと政務次官から農林大臣に伝えていただき、農林大臣はちょうど参議院に行っておられますから、農林大臣を通じて総理に強硬に申し入れをしていただいて、一兩日中に明らかにしていただきたい、返事をもらっていただきたい、回答してもらいたい、かように実は思っておるわけです。その点についてよろしくひとつお願いしたいのですが、御答弁いただきたい。

○中尾政府委員 瀬野先生からただいま御質問にありました点は、至急本日農林大臣にもお伝え申し上げまして、そのように実現するべく努力をしたいと思っております。

○瀬野委員 ぜひひとつそういうふうにお取り計らいいただきたい。本日実現するように努力するという事でありますので、一応それでよしとします。

そこで、つけ加えておきますが、かりに百歩譲つてこの社説が間違ひだった、こうなればこれはまた別問題でありますけれども、その点についても新聞の報道の自由でありますから、よもやそんなことはあるわけはありませんけれども、間違ひであればあったで、その辺もあわせてはつきりとひとつお知らせいただきたい。このことをつけ加えておきたいと思ひます。

通告しております問題がほかにもございますので、時間の範囲で若干はしよって質問をすることにいたします。

ただいまのゴルフ場建設の問題については、また田中総理のこの発言については次回に、詳細な御返事いただいた上で、議ることになしたしまして、私はエカフエ総会の問題できょう外務省当局に通告しておきましたので、若干の問題を質問したいと思ひます。

国連アジア極東経済委員会が去る四月十一日から開かれたわけですが、この中で大平外相は日本政府主席代表として、各国主席代表の一般演説の中で、アジアの経済社会発展のため積極的に取り組む日本の姿勢を明らかにしております。その中で、まずエカフエ開発途上国にとって農業開発、特に食糧増産の重要性を強調しておられますが、この問題についてまず外務省から要点を明らかにしていただきたい、かように思ひます。

○妹尾説明員 大臣の御発言の内容の要点は次のとおりでございます。

まず、アジア地域の工業化は非常に大事であるけれども、それを成功させるためには農業の基礎固めを行なっていくことが肝要である。これが第一点でございます。それで特にアジア地域で最近米不足がひどくなっておりますので、この問題を解決する必要があるということでございます。

それで次に、わが国がこの点に關してやってきたこと、あるいはやること、それからエカフエで取り上げるべき問題と、二つを論じておられます。

わが国との関係では、特に米不足国における増産対策について経済技術協力を一そう強化していくということを強調しておられます。それからエカフエとの関係につきましては、従来エカフエでは農業問題をあまり取り上げていないので、こういうふうな農業問題、農業開発が重要な問題になってきているので、エカフエでも積極的に取り上げるべきであるということをお勧めされて、米を中心とする農産物の需給の問題とか生産の問題、さらには工業化とか資源開発なんかについても農業開発との関連を十分考えてやっていくべきであらうということをお勧めされて、エカフエで農業問題について政府間の協議をやっていくのではないかと、このことを提案しておられるわけでございます。

○瀬野委員 政府次官、いま外務省当局からエカフエの総会に対して大平外相の農業問題を中心とした発言の内容を説明いただきましたのですが、

このことについては農林省はどういうふうなこれを受けとめておられるのか、事前に外務省ともいろいろ十分な打ち合わせをなさつてのことか、その辺の關係をお伺いしたいと思ひます。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

○中尾政府委員 エカフエの総会におきます大平外務大臣の発言は、従来エカフエが工業開発を重視してきたのに対して、いまや工業開発のためにも開発途上国の農業開発が重要となつてきたということを強調し、今後は農業開発、特に当面いたします食糧不足に対しまして開発途上国の食糧生産の促進をはかる必要があるということをお述べたものでございます。

農林省といたしましては、国内農業に摩擦を与えない分野で、従来からアジアの開発途上国を中心に農業開発のための協力を行なつてきておるわけでございますが、今後ともこの趣旨に沿つてさらに積極的に拡充してまいりたいという考え方に立つておるわけでございます。

なお、本エカフエの総会におきましては、農業の分野の議題といたしまして、アジア開発途上国におきます米貿易を促進するためにアジア米貿易基金の設置が提案されておまして、これに對しましてわが国を含む先進国の拠出ないしソフトローンを要請されることが予想されるわけでございますが、わが国といたしましては、現在需給の安定化施策の一環として行なつてゐるKR援助、さらに日本米の延べ払い輸出との関連がございまして、また本構想自体さらに検討すべき問題が多いと思ひますので、わが国としましては開発途上国の農業生産の安定のための施策を重視してまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、つけ加えますけれども、外務当局とはこれは十分連携を保ちながら、打ち合わせの上で所作しておりますし、また所作していくつもりでございます。

○瀬野委員 外務当局にお聞きしますが、去る三月二日の記者会見で、バレー国連FAO事務局長は、後進国の援助に対しては、日本が開発途上国

の開発援助をする場合については、FAOを通して行なうようにしていただくことがいい、こういうふうな意味の発言をしておりますが、その点は外務省はもういろいろに今回の総会では協議をされたのか、どういうふうに考えておられるか、その点を明らかにしてください。

○妹尾説明員 お答えいたします。

大平外務大臣の演説の中でも、今後エカフェ等で農業開発の問題をどういうふうに取り上げていく場合は、FAOはじめこの分野で有益な活動を行なっている諸機関、諸団体と十分連携を保ち、かつ調整をはかっていくべきであると考えます。というふうな御発言しておられますが、当然FAOというのは世界的なこの問題に関する一番大きな機関でございますので、十分協力しながらやっていく、そういうことでございます。

○瀬野委員 政務次官、先ほどの答弁で、摩擦を起さないように、そして十分外務省と連携をとってやっていくということでございますが、私の知る範囲では、東南アジア諸国で米が年間約六百二十万トンくらい不足しています。日本は米だけは一〇〇%以上あるわけでございます。今後米のいわゆる食糧基地として、日本は米をぜひひとつ増産をして、そして東南アジア等足らないところに対してはいろいろまた援助をしてほしいというふうな意味のこともこのバーマ国連FAO事務局長は言っておられるのでありますが、こういうことについて、従来の例から見ますと、開発途上国では日本の米の問題については、兄弟分である日本は兄弟の低開発国の地域を荒らすなどということでは、なかなか受け入れられない。また日本がかりに米を輸出するにしても、赤道を通る関係もありますので、大型精米工場によって精米しないと、玄米ではなかなか出せないということで、フィリピンその他に対してもやろうと思っても、精米能力がないということではなかなかできないという事情もあるわけですが、そういうことも踏まえて、どういうふうな農林省では対処をする考えで今回のエカフェ総会に対する外務省との打ち合わせ等の

をなさっておられるのか、簡潔にお伺いしたいと思

ます。

○中尾政府委員 後ほど内村経済局長からバランスの問題につきましては詳細の報告をさせたいと思っておりますが、バーマ博士も私も実はお会いをさせていただいたのでございます。バーマ総長が言われますのは、世界的な供給と需要というもののバランスを考へて、日本もその役割の一員としての適地適産を世界的な視野でやっていくという適地適産を世界的な視野でやっていくというふうな御提案でございます。全く私も同意感して聞いておったのでございます。そういう意味からいいたしても、先生御指摘の米の問題等も、生産調整をどうこうするという問題にもつながってくるわけでもございましょうし、それはいま鋭意それぞれの分野で検討されていることだと思ひます。そういう意味におきまして、私も瀬野先生の御意見等は十分加味をしまして、反映にこまめなつとめていきたいと思っております。詳細にわたりますは事務局から答弁させたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 瀬野先生御指摘の点は私もよく理解できるわけでございますけれども、やや事務的な立場から問題を考えた場合には、これにはいろいろな問題がございます。

まず第一には米不足、東南アジアの米不足という問題でございますが、過去四、五年の状況を見ますと、三、四年前には米が余っていたわけでございます。たとえば、フィリピンはもう伝統的に米の輸入国であったわけでございますけれども、フィリピンは稲作研究所でつくりましたわゆるIR8の品種が非常に広がって三年前には輸出国になった。それが昨年の干ばつで東南アジア全体に非常に米が不足して、国際米価が暴騰したというふうなことがあったわけでございます。したがって、穀物、特に米の需給というものを考えれば、長期的に不足と不足であるかどうかという点には非常に検討すべき問題があるのではな

それから、先生御承知のとおり、日本で米をくってそれで東南アジアの国々を援助するという場合に考えなければならぬことは、日本の生産者米価と国際価格水準との間には十割当り十割円以上の格差があるわけでございます。したがって、国際価格で輸出するということになりますと、多額の財政負担が要る。その財政負担をどういう形でやったほうがいいのか、あるいは現地の農業技術の向上ということに、むしろそういう技術援助に力を入れたほうがいいのかというふうな問題も、これは検討すべき問題がいろいろあるわけでございます。そういうわけで、事務的にいろいろ問題がございしますので、本件は慎重に検討して方向を定めるべき問題ではないかというふうな考えております。

なお、精米能力の点につきましては食糧庁から御答弁いたします。

○森説明員 先生からいま大型精米工場の点についての御指摘がございましたが、ただいま御指摘のように、国内では大型精米工場の助成にとめておりまして、稼働率が約五〇%になっております。現在、御承知のように、援助で輸出を行なっておりますが、これも精米工場を活用して有効利用をはかっておるといふ状況でございます。時間的、現在の工場を活用して輸出をはかっていくということが可能だというふうな考えておるわけでございます。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○佐々木委員長 諫山博君。

○諫山委員 林野庁にお伺いします。

福岡県遠賀郡岡垣町で四月の七日に町長選挙がありました。保守革新統一候補の一騎打ちの選挙でしたが、そこで最大の争点になったのは、芦屋射撃場をどうするかという点であります。その投票の直前になって、亀井福岡県知事は、芦屋射撃場を自衛隊に使用させたい、その期間は五年とする、五年したら絶対返してもらう、こういう

発言をしました。これを受けて保守系の町長候補も、五年たったら必ず返してもらおうから五年間だけ自衛隊に使用させることにしたいと公約しております。選挙の結果は僅少の差で保守系候補が勝利しました。この選挙で亀井知事の発言が大きな役割りを果たしたことは否定できません。

ところで、この問題について三月一日、私は当農林水産委員会福岡林野庁長官と平松林政部長にこの問題で質問をしました。そのとき平松林政部長は林野庁と県知事の関係について次のように答弁しています。福岡県知事は林野庁長官から機関委任を受けている、機関委任の官庁と林野庁とは指導関係にある、こういう発言です。したがって、芦屋射撃場の保管を自衛隊に使用させるかどうかは福岡県知事と林野庁が密接な関係を持つて協議する、両者の協議は当然でございます、こういう答弁になっております。

そこで、林野庁当局にお聞きしたいと思います。芦屋射撃場を五年間だけ自衛隊に使用させるというところで福岡県知事と林野庁との間に協議がととのったかどうか、お答え願いたいと思ひます。

○福岡政府委員 お答えいたします。

御指摘のございました福岡の射撃場は約三百ヘクタールの保安林でございます。この場所につきましてはまだ県との協議がととのつておりません。一応県知事のほうからこの問題についての森林法上の取り扱いをどうするかということについての相談は受けておりますけれども、協議はまだととのつておりません。

○諫山委員 時間が限られていますから簡単に御答弁願いたいと思ひます。

私が前回質問したのは三月一日です。それから現在まで何らかの協議の進展があったかどうか、あるいは何らかの合意があったかどうか、お答え願いたいと思ひます。

○福岡政府委員 この場所につきましては私たちは慎重に検討しているわけでございます。また具体的にはその年数の問題であるとかいうふうなことは、県との間で話し合いたいと思ひます。

せん。

○諫山委員 そうすると、合意は成立していないという事は明白であります。三月一日から現在まで話し合ひは深められてきたのでしょうか。それとも三月一日と変わらない状態なのか、お答え願いたいと思います。

○福田政府委員 三月一日の状態と現在のところは変わっておりません。

○諫山委員 そうだとすれば、事はきわめて重大であります。亀井県知事が町長選挙を前にして、林野庁と協議がまだ進んでいないのに、もちろん何らの合意も存在しないのに、一方的に五年間だけ使用許可したいというような発言をするというのは、きわめて重大だと思ひます。

そこで、林野庁側の前回の説明では、亀井知事に機関委任をしてゐるんだ、機関を委任した側と委任された側の関係というのは指導関係にあるというふうに言われたと思ひますが、林野庁の意向を全く無視してこういうことを亀井知事が一方的にきめられるような関係になっているのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○平松説明員 お答えいたします。

森林法の規定では「都道府県知事は」という表現になっておまして、通常そういうような形で処理される事項について機関委任と称しているわけですが、その点につきまして、一般的な事項でございまして、都道府県知事がみずからの権限において決定をするというのが通例でございまして、今回の問題につきましては事柄が重大でございまして、福岡県知事のほうから内々の協議をいただいているわけがございまして、私どもも諫山先生御指摘のような知事の発言があったかどうかということについてはつまびらかにいたしていないわけがございまして。

○諫山委員 前回の答弁で明らかになったのは、自衛隊に使用させるかどうかということは林野庁と知事と密接に協議をしながらきめていくというふうになっております。ところが、一方的に、林野庁と関係なく、亀井知事のほうで五年間だけ使

用を認めたいというような発言をされたことに對して、こういうやり方は正しいかどうか、林野庁長官の見解を聞きたいと思ひます。

○平松説明員 ただいま御説明申し上げましたように、福岡県知事の発言については、私どもつまびらかにいたしておりませんので、その問題について正しいか正しくないかということについての答弁は差し控えていただきたいと思います。

○諫山委員 長官にお聞きしたいのですが、この問題はすでに参議院においても取り上げられております。そして三木環境庁長官は、これは公園に使うことも考えるんだというような答弁になつてゐるのです。そういう状態の中で、一方的に、知事が決定する権限もないのに、これを県民に公表するというのは全く越権行為だと思ひます。林野庁長官としてはどのように考えられるか、お聞きしたいと思ひます。

○福田政府委員 林野庁といたしましては、しばしばお答えいたしますとおり、保安林としての機能を完全に維持管理してまいりたい、かように思つてゐるわけがございまして。その点に關して知事から意見を聞かれておるわけがございまして、慎重に検討している段階でございまして、さうでございまして、知事のほうからさういったような発言があったということはまだ聞きませんでしたけれども、林野庁としましては、また県のほうとよく話をすることにとめてまいりたい、かように思つております。

○諫山委員 芦屋射撃場の保安林をどうするかという問題について、林野庁としては、保安林として残したい、保安林としての維持管理を続けていきたいということをお答弁されておりますが、この立場は現在も変わっていないと聞いていいのでしょうか。

○福田政府委員 その点に關しては、現在でも変わっておりません。

○諫山委員 今度は防衛庁側にお聞きします。防衛庁側にも三月一日に答弁をいただいたわけが

が、三月一日以後現在まで、防衛庁と福岡県知事との間で何らかの協議の進展があったのか、あるいは何らかの合意があったのか、お答え願いたいと思ひます。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

ただいまの先生の御質問の件につきまして、三月一日以降県知事と直接接撃等はいたしておりません。

○諫山委員 そうすると、防衛庁と県知事との関係というのは、三月一日現在と同じだということに確認していいですか。

○佐藤説明員 かねてから申請は出してありますが、三月一日から以降さういったようなことにつきましては進展を見ておりません。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕

○諫山委員 そうすると、防衛庁としては、芦屋射撃場は五年間を限って使用したい、五年以上使用することは絶対にない、もし五年間だけ借り受けたとすれば、この五年の間に他の場所をさがす、五年を延ばすことは絶対にないというようなことを決定したことがありましようか。

○伊藤説明員 お答えします。

当射撃場の使用につきましては、さきに地元と覚え書きを取りかわしまして、その際に、使用を開始してから五年を経過した時点で再検討するというふうな覚え書きの内容になっておりますが、その後地元からの種々の御要望もありまして、現在、当庁としましては五年以内に他に移転するというところで処置したいと考えております。

○諫山委員 これは、将来どういふ事情になろうとも、五年間を更新することは絶対にないというふうに聞いていいですか。そしてそれはあなた個人の見解ではなくて、防衛庁の正式な見解だということにお答え願えましようか。

○伊藤説明員 この件につきましては、ただいまも申し上げましたように、当該施設周辺の開発状況というものを考慮することとしておりますので、先ほど私申し上げましたように、防衛庁としまして、五年以内に他に移転するということは、

そういった開発状況からやむを得ないと判断しております。なお、このことにつきましては、さきに大臣からも地元のほうにさういふふうにお話し申し上げておりますので、そのように御承知いただければけっこうだと思ひます。

○諫山委員 私は明確な答弁をいただきたいのです。防衛庁としては、五年の間に他に射撃場をさがすという立場のようです。もし五年の間に他のかわりの射撃場が発見されなかったというような場合でも、芦屋射撃場を継続して使用することは絶対にないと言断していただけますか。

○伊藤説明員 先ほど申し上げましたように、大臣からも地元のほうにはっきりその旨申し上げておりますので、私どもとしましては、今後使用を開始してから五年間に極力他に適地を求めるといふことでもまいりたいと思つております。

○諫山委員 五年の間に極力他に代替地を求め、かわりの射撃場が発見されなかったらどうしますか。

○伊藤説明員 毎度申し上げるようでございしますが、五年ということではっきりお約束してありますので、われわれとしましては、地元へのお約束は果たすべく、また一方防衛上の機能というもののに阻害を生じないように努力していきたいと考えております。

○諫山委員 私は、もともとあまり防衛庁を信用していませんから、くどいくらい聞きますが、今度の質問に対してイエスカノーか答えてもらいたいと思ひます。

もし五年間に他に射撃場を見つけないことができなかったとしても、どういふ事情になろうとも、五年間の期間を延ばすことは絶対にしないということをお答え、イエスカノーか答えてもらいたいと思ひます。

○伊藤説明員 ただいま申し上げましたように、全力をあげて地元との約束を果たすべく、また防衛上の機能を十分十分に維持していくべく努力をしていきたいと考えております。

○諫山委員 私はさういふ答弁を期待しておりま

せん。イエスかノーかで答えられるはずで、イエスかノーで答えられないとすれば、私の疑惑はますます深まります。イエスかノーで答えてください。それとも答えられないなら、なぜイエスカノーで答えられないかを御説明願いたい。

かノーかという明快な答弁が出せないのですか。イエスかノーか答えてられない限り、私は防衛庁のそういう政治的な発言を信用することはできません。私は重ねて疑問の余地がないくらい問題を限定して聞いたのですが、やはり断言できません。

○伊藤説明員 先ほど先生御指摘のように、参議院においても大臣がこの点について答弁しておりますから……

○伊藤説明員 大臣が地元の方々と五年以内に他に移転するという約束をしておりますし……

○諫山委員 そういいことはいいですから、どちらでしょう。

○諫山委員 そういうわざと質問をはぐらかしたような答弁では私は満足できません。私はイエスカノーか答えてられるはずだと聞いているのです。イエスカノーか答えてられないということは、何らかの含みがあるからじゃないですか。なぜこの点を明確に答えませんか。

○伊藤説明員 私の立場としまして、先ほどから大臣の現在の御決意、御方針ということを生先生に御説明してまいりましたつもりでございます。

○諫山委員 結局、防衛庁の責任者でないから、これ以上責任のある答弁はできないという趣旨のようですから、私は、きわめて重大な問題ですから、この問題は次回に防衛庁の責任者に答弁をいただきたいと思います。

さらに質問します。防衛庁としては、絶対に五年間の期間を更新するようなことはしないということをご断言できませんか。

○伊藤説明員 現在私の立場としまして、事務当局としましては、大臣からそのような御命令を受けて、今後の代替地あるいは防衛上の機能維持ということを考えていきたいと思っております。

○諫山委員 そうすると、あなたは防衛庁の最高責任者ではないから、私の質問した問題に対しては責任のある答弁はできないという趣旨に聞こえていますか。そうであれば、私は次回に防衛庁の最高責任者に出ていただきますが、いかがでしょう。

私がこの問題で最後に強調したいのは、芦屋射撃場の保安林というのは、私たちの調査によりまして、一七三八年、徳川吉宗將軍の時代からつくられたものです。そしてたくさんの方々が、いろいろな苦勞をしながらこの保安林を守り育ててきました。たとえば、保安林をつくった当時の権藤伊右衛門という奉行は、次のような指示を藩内に下したそうです。常に絶えず見回り、根芝、松苗の鉢が吹き出しているのや、砂が吹いて埋もれているのがあった場合、受け持ちの村や隣村を呼び出して手入れせよ。こうして徳川時代から長い間の努力によって守られてきたのが芦屋射撃場の保安林です。ところが、いま全く不当なやり方で自衛隊に取り上げられようとしております。

○伊藤説明員 お答えします。

先ほどから申し上げておりますのは、すでに大臣が私どもに示されたこと、あるいは地元にお話されたことということで、私どものこの問題に対する処理の方針というように考えてけっこうだと思っております。

○諫山委員 なぜ私の明快な質問に対してイエス

をして。根拠のない発言をしているというところで。しかも、この点について防衛庁が一役買っていることは明らかです。しかも、正式にこの問題を追及すると、防衛庁としては絶対に五年以上使わないということをご断言できない。きわめて重大です。これは、町長選挙を前にして、町民と県民を愚弄したというふうに言わなければなりません。

○伊藤説明員 この問題についてさらに防衛庁の最高責任者にもっと明確な答弁を求めようということを申し上げて、終わりたいと思っております。

○山崎(平)委員長代理 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後三時五十七分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案、農産物協同組合貯金保険法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

米内山義一郎君

○米内山委員 きょうはこの法律案について関連して質問するつもりであります。その前に、四月五日の委員会に大臣がお見えにならなかったの、質問を残しておいた問題があります。それについてきょうはまず最初に大臣の御見解をお尋ねしておきたいと思っております。

それは昭和四十六年の六月二十三日まで、農林省農地局長として在職しておいた岩本という方が、四十六年七月二十日、つまり退職後一カ月たないうちにむつ小川原開発株式会社に参加に就任しました。その後間もなく常務取締役になって並びに人事院規則一四一四に抵触するのではない

かという疑いを実は私、持ったわけです。なぜ、これが私にとって関心があるかというと、その後むつ小川原開発株式会社の用地取得について、何としても農林省と会社とのなれ合いというよりも、ぐるになっている形跡が非常に強いのであります。いわゆる許可すべき立場にあった人が、許可を受ける会社の常務になってくる。こういうことを押えるために国家公務員法の百三条並びに人事院規則があると思うのです。その委員会でも人事院の職員局長の御答弁を得たのですが、規則によります。このことは私は非常に重大な問題だと思っております。農林大臣はこれに対してどういう御見解を持っていますか。私の考えではこれは違法だと思いが、何か適当な解釈があって、あるいはむつ小川原開発株式会社というものに法律上の特権があつてこういうことが許されているのかどうかという点について、まず最初に伺いたいと思っております。

○農林大臣 私は十分な専門的見解は申し上げられない、それだけの知識を持っておりますけれども、私のものとへの報告によりますと、この御質問のむつ小川原開発株式会社は、その設立にあたって農林省の許可等を要しない会社である。それから就職時までに農林省との間で取引関係、監督関係等の具体的関係を持っておりません。また具体的見通しもまだなかったから、そこで国家公務員法にいう密接な関係にないもので、同法百三条第二項に該当しない。したがって、同条第三項の規定による人事院の承認を要しないものとして処理したので、こういうことでございます。

前段のむつ小川原開発株式会社の営業問題については、ちょっと御質問の趣旨がわかりかねましたので、とりあえずいまの人事院の承認についての私の報告を受けておる見解を申し述べさせていただきます。

○米内山委員 そうすると、新しくできる会社というものは何をやる会社であつてもいいということ、在職中関係がなかったということとそういう

ことが認められるとすれば何でもいということになるかと思うのです。むつ小川原開発株式会社というものは、広大な土地を開発のために取得するということが会社設立の目的なんです。ですから、当然農地法と一番密接にからみ合う性格を持った会社であることはわかっております。それが農林省の許可が要らない会社だとか何とかいうことですが、何か法律か規則の上に明確に定まった規定があるかどうかということを重ねてお伺いします。

○小沼政府委員 いま大臣が御答弁申し上げましたように、国家公務員法の百三条の就職制限を受ける規定につきましては、御説明申し上げましたように、密接な関係が存するかいなかという点が問題でございますが、この件につきましては、密接な関係がないというふうに判断をいたしましたわけでございます。先般の人事院のほうからの答弁と同様でございます。

○米内山委員 この問題はさらに私らのほうでも調査研究することにして、打切り切ります。そこで、きょうは大臣に法案にからんでお尋ねしたいのでありますが、たとえば農協法の改正にしろあるいは開拓融資の法律の廃止法律案にしろ、日本の農業、特に開拓行政についての一つの転機がくるわけです。この際ひとつ開拓農業について、今後農林省として政府としてどういうお考えに立って行政を進められるのか、大臣の御所見を聞いておきたいと思ひます。

戦後の苦しい開拓時代というものは、いま思い出せば、全く血と汗の苦しい時代でありまして、いまだきは東京のこじきといえどもあんな苦しい生活には耐えていないと思ひます。そういう苦難の時代を経まして今日に至ったのですが、開拓農業の問題はまだ終わっていません。特に次に開拓農民、開拓地に迫ってきているのは開拓の問題です。きょうも本会議に上程された国土総合開発法なんというものは、まず一番先に開拓地に迫ってくる可能性があるわけです。そういう条件が整っているわけですから、開拓地が苦し

いのです。営農が安定していないのです。そこへ開拓という怪物が来まして、錢で開拓者をまづ倒す。貧しいから、農業が苦しいから、開拓というものの、国土開拓というものの、工業開拓というものの、対して一番弱い性質を持つておるのは開拓農民です。具体的に申しますならば、いま日本じゅうの話題にもなっており、新全総あるいは日本列島改造論のモデルだとも言われているむつ小川原開拓でも、強固に反対しているのは既開農民なんです。一番先に土地を売り出したのは開拓農民なんです。しかもこれからの開拓というのは規模が大きいか、また広い土地を選ぶ。そうすると、また開拓地が対象になるといふような関係を持ちます。

こういう点から考えて、特に今後国土総合開発、全国総合開発が進められる段階に入りまして、農林省として考えていただきたいのは、あくまでも農業の立場から、農民の立場に立ってこれに対応していただきたい。もっと具体的に言うならば、農林省がもつと主体性を持つていただきたいという事です。米の問題にしろ自由化の問題にしろ、近ごろの農林省は大蔵省の農林部じゃないかと言われているのは、これは政治家だけが言うのじゃない、野党だけが言うのじゃない、農民がそう言うし、そう思うようになって、総合農政とかなんとかいうたびに農林省は主体性を失って別なほうの総合性に巻き込まれているような感じがしてならぬのです。私、そういうことで、今後の農政を進めるにあたってもらいたい。と申しますことは、農民と農業の立場で行政を進めてもらいたいという強い念願があるのです。農民もそれを熱望していると思うのですが、大臣、農政の主体性というものについてお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○櫻内國務大臣 全般的な考え方を申し上げるよりも、御質問の御趣旨が、むつ小川原の開拓に伴って農林省の主体性というものを中心のお話でございます。その点でお答え申し上げますと、このむつ小川原の開拓につきましても、御承知の

昨年九月十四日の閣議了解事項にもはっきり書かれております。それはこの申し合わせによって、開拓する場合におきましても、周辺地域における農林水産業の振興を配慮しながら、適切な措置を講ずるものとするということで、この閣議了解以前に、当時の農林省の担当者あるいはそれを受けての農林大臣が各省との間で十分主体性を持つての話し合いをされたものと思ひます。したがって、これからの開拓に際しまして、もお話の御趣旨には十分沿って留意しながらまいりたいと思ひます。

○米内山委員 それでは具体的にお尋ねします。その閣議了解という中で、どういふふうにして農業や漁業の振興をはかるといふ、具体的な考え方はありますか。文章の上では書きやすいものですが、しかし、実際の現場の状況というものは、とてもしゃないが、ああいうふうな開拓を進められて、開拓地域の農民だけではなしに、周辺の農民まで立ち行くものじゃないというふうな大開拓なんです。口では、周辺の農業や漁業に影響を及ぼさないよう何とか何とか言うけれども、実際には、実情から見ると、そういうことは単なることばにすぎないのではありません。具体的に何か閣議了解の中に、文章にはないのですが、具体的な問題が、話の内容に何かあったら一言でもいいからお答え願ひたい。

○小沼政府委員 周辺の農業につきまして十分その振興について配慮をするという考え方でございまして、たとえば四十八年度におきましても、この残された地域につきましては、農業振興地域の指定並びに整備計画を策定するというものを現在青森県がやりたいということでございます。その線に沿って具体的な計画ができましたら、私どももほうでも助成並びに指導をしてまいりたいというふうな考えでおります。

○米内山委員 いまそんな抽象的な話をしている段階じゃないわけです。現に、開拓ということ用地の取得が始まっているわけです。用地を買う前に、売った人たちはどうなるか、周辺の農民は

どうなるかというふうな明確な具体的な指針なしに、地域の同意を得られるはずはないじゃないですか。だから、反対が起きるのです。そういうことを何も示さないままに、農林省が土地の先買いだけをスタートさせる。これは実に今後の国土開発の上においても重大な問題だろうと思ひます。その点いかがです。

○小沼政府委員 約五千ヘクタールについての計画でその地域を工場地域にするような考え方でございまして、その周辺地域について、私が先ほど申し上げましたように、従来からも土地改良投資等もなされておりますけれども、農業の振興地域の指定をいたしまして振興をはかっているというのを申し上げたわけでございます。

○米内山委員 そういうことはほぼ画期的な対策があれば別ですが、たとえば鹿島開拓は農工商全というのをまづうたい文句にしてやったのですが、工業だけは開拓されたが、あの地域の農業は一体どうなっているか、これは世間周知の状態です。完全に農業は侵食され尽くしてしまった。息ついていては農民は一人だつていないじゃないですか。前面の海の漁場は全部荒廃に帰している。あの反省に基づいて、むつ小川原には何か画期的な考え方なり何かがあるのですか。

○小沼政府委員 周辺の地域の農業の開拓につきましては、現に農林省におきまして農業開発調査をやり、水の需給の問題あるいは農用地の整備の問題等につきましても検討を進めるところでございます。また、いま申しましたように、農業振興地域に指定をいたしました振興をはかっているというところでございます。

ただ、おそらく、御指摘の点は、その周辺ではなくて、五千ヘクタールの中で買い進んでいる、そこでその地域についてどうするかというお話ではないかと思ひます。現に営農をしているという者につきましては、それそれ農業経営が安定的に進められるように配慮していかなければならないというふうに考えているわけでございます。

○米内山委員 あなた方はそう言うけれども、現地の状態は、あなた方のその程度のここの答弁では全く説得力がないのです。いまあの現地はたいへんな状態なんですよ。開発を推進しようとする人たちは村長をリコールしている、開発に反対の人たちは、開発を進めようとする村会議員の一人をリコールして、賛否投票の何日前の状態ですが、こういうことは村の人が求めてやったのじゃなくて、青森県や国が地元の合意も納得もないうままに、既成事実をこり押しに進めてきたところからくる、生きる権利の主張なんですよ。ですから、せっかくここで開発についても言うのだから、農林省のサイドからももう少し具体的な発言があってもいいと思うのです。いわゆる閣議の了解に基づいて開発を進めるならば、政府の責任で、鹿島ではこう失敗したのだからここでは失敗させませんとか、その裏づけになるこういう政策をやるぐらいのところは、もうすでにいまの段階で農林省あたりには十分用意されてしかるべきものだと思うのですが、それが無いのは何として

も不満です。ないのですか。
○小沼政府委員 先ほど申し上げましたように、農林省におきましては、この地域の、いわゆる五千ヘクタールの工場予定地の周辺地域につきましては、今後の農業開発を進めるべく、水並びに土地についての調査を現にやっているわけでございます。また農業振興地域を指定いたしますれば、それに応じて従来の農業の上にさらに営農の改善をはかり、地域の農業の振興を進めるという考え方でいって、五、五千ヘクタールの地域自体は今後工場用地として開発されるということでございますが、その周辺については、やはり農業地域としてしっかりと営農をやっていたらどうしようかという考えでいって、五、五千ヘクタールの

○米内山委員 そうすると、やはりこの九月十四日の閣議了解になったものがものをいうわけですね。閣議了解をした根拠のものは、青森県の提出した開発計画の第一次基本計画というもので、つまり石油二百万バレルというものを基軸にした世界に例のない大石油コンビナートなんです。それだけ大きいものを立地させるから五千ヘクタールが必要なんだというものが閣議の了解を得たということにわれわれは理解をするわけですね。
ところが、この国会の審議の過程で、二百万バレルなんという石油は問題にならないというようなことを通産大臣自身が言っております。あるいは企画庁の局長は、具体的な工場の内容は今後考えたいと云っておる。そうすると、まるで腰だめじゃないですか。開発の中身がきまらないうちに五千ヘクタールだけきまったということは、まるで農林省は、工業開発のための土地買いのための農林省じゃないですか。それ以外の何ものでもないと思うのだが、何かそれ以外に理由がありますか。
○小沼政府委員 約五千ヘクタールの土地につきましては、一応開発の予定地として、閣議了解の線に基づきまして、農地等取得するということについて事前審査で認めたということでございます。その全部が全部計画がなければこれは転用できませんので、具体的な計画が伴った際に、これは農地転用等について認めることになると思いますが、その具体的な計画の張りつけがない段階では認めるわけにはまいらぬというふうに思っております。で、現在一応予定地として五千ヘクタールを置いておいて、その中で具体的な計画をならみながら転用するわけでございますから、それぞ

れの計画が伴わないといけないというふうに考えているわけでございます。
ただ、御承知のとおり、農業地域を開発していくという場合には、どうしても先行的に用地を取得することが必要でございますので、それについては事前の話し合いに入ってよろしいということをおっしゃるわけでございます。
○米内山委員 この前も言ったことを私は繰り返しますが、五千ヘクタールというものは一応の根拠があったわけですね。その内訳を申し上げるならば、原油処理二百万バレルのために二千六百ヘクタール、石油化学エチレン・ペースで年四百万

トンのために一千九百ヘクタール、電力一千万キロワットのために五百ヘクタール、合計五千ヘクタールという根拠に基づいて出ているわけですね。ところが、この根拠がなくなりました。また、こんな非常識な石油化学、電力というものは常識上あり得ないわけですね。こういう架空なものを前提にして閣議で了解され、それに基づいて農林省が事前審査の内示をしたというところに重大な誤りがある、あなたの方の暴走がある、私はこう主張するわけですね。そうでないという理由があったら、言ってください。
○小沼政府委員 四十七年の六月にむつ小川原開発の第一次の基本計画の中には、御指摘のとおり、産業の業種、規模等が書かれておりますが、国といたしましては果から十分説明を聴取いたしました。その結果、環境の保全なり公害の防止、あるいは安全の確保、周辺におきまして農林水産業の振興なり、住民の対策を配慮いたしまして、さらに基礎調査を繰り返した上でないと結論が出ないというところがございます。その旨を閣議了解をしております。このことにつきましては四十七年九月十八日付で企画庁の事務次官から青森県知事に對して指示をしているところでございます。
用地の取得につきましては、閣議了解におきまして、工業開発の地区、新市街地等を合わせまして約五千五百ヘクタール程度が必要であらうとされておりますが、この用地につきましては、御承知のとおり、地域の住民の理解と協力を求めまして、特に住民の生活再建に配慮いたしながら、むつ小川原開発株式会社におきまして一元的に進めるといって、農地の転用等につきましても遺憾のないよう、青森県並びに関係の諸方を指導していくという考え方でございます。その点では、具体的に二百万バレルとか一千万キロワットというような点についてはなお検討の余地があるかと思っております。転用に際しましては具体的な計画の張りつけがあつて許可がなされるというところでございます。

○米内山委員 石油化学とかそういう内容については検討の余地があるというお話だが、五千ヘクタールにも検討の余地が大ありじゃないだろうかと思う。その点いかがですか。
それからもう一つは、この開発というものは、単に土地を買えばいいというのじゃないのです。いろいろな諸関係と調整がなければ、開発が不能になっていく。工場の立場もできなくて、農民は札束をつかんでルンペンになるか、そうして土地も荒蕪地が残る以外ないわけですね。
そこで、内部調整の問題ですが、政府内部の調整がついていますか。たとえばいろいろな軍事基地の問題もあるし、その他の問題が、この開発と不可分の関係にある。政府内部の調整というものがたくさんあるはずですね。その重要な問題について調整があらうとは思われないような状態ですが、あるのですか。
○小沼政府委員 御承知のとおり、政府の關係十一省庁で構成しておりますむつ小川原総合開発会議というのがございまして、そこで推進してまいって、昨年に閣議口頭了解がなされたわけでございます。その要旨はすでに御承知のとおりと思

いますが、その中で、一応五千ヘクタールとした場合にいろいろの調整すべき問題点、あるいは具体的な立地の場所等ございすけれども、それらについてさらに調査検討を加えて決定するということがうたわれております。全体として約五千ヘクタールというところを予定地としながら、その中で具体的な計画が出され、それについて各省での調整を経て、そこでその地点がはつきりまるといふことにならうかと思つて、何ぶん広い地域でございますから、その中で、どこにどういふふうに立地していくかというところはこれから計画の進行によつてきまる問題でございます。いま御指摘の点につきましては、今後調査の進行と相まって検討を進めていくということにならうと思つております。

○米内山委員 ますます奇々怪々な話です。第一番に、この工業開発は、最初は陸奥湾を使つてここにタンカーとかそういう原料搬入港をつくる、

太平洋岸に鹿島と同じような掘り込み港をつくらせて大きな工業をつくるというのが最初の出だしだが、陸奥湾を使わないということはこの間青森知事も言い出したし、企画庁もそう言いました。そうすると、太平洋岸の掘り込み港をつくる以外にないわけですね。ところが、御承知のとおり、あの正面地区、開発地域内に二つの軍事基地がある。一つは三沢にある米軍に提供している対地射撃場、もう一つは自衛隊が使う対空高射砲の演習場がある。これは地上にありますけれども、海に向かって射撃するものですから、危険地域が海に向かって扇状に広がっている。この二つが接触しているから、この地域には現状のままでは港をつくることは不可能なんです。ところが、先般の予算委員会の分科会で、防衛庁はこの二つの軍事基地の撤去は考えられないということを言っている。どこかに移したいけれども、この関係というのはピッチャーがあつてキャッチャーがないのだ、いまはこういう危険なものを受け取る地域がないんだから、防衛庁としてはこの二つの軍事施設の提供は考えられない、ということをやっている。この点でも政府内部の調整ができていないことは明白なんです。政府内部の基本的な問題の調整がつかない前に土地だけを買っておく、ということは一体何の理由です。だれの利益のためなんです。ほつておけばスプー化するというけれども、なぜ早く買わなければならぬか。ほつておけばこの土地が岩手県や東京へ移るものではない。所有権は日本中に散らばるかもしれないが、そのときはそのときの値で買えばいいでしょう。もうけるために買ったものには金を足して買えばいい。結局安く買おうというために土地の買収を急ぐだけじゃないですか。そうだとすると、買うほうが得で売るのは損だという結果しか出てこない。これから見ても、農林省は開発を進めるサイドに立っているのか開発される農漁民の立場に立っているのかというところは明白なんです。この点についての見解を承っておきたいと思ひます。

○小沼政府委員 先ほども申し上げましたのです。が、閣議口頭了解に基づきまして、現に農地の買入れについての交渉が進められております。こういう広域の地域を開発するということになりますと、やはりどういたしまして先行的に用地を確保することが大前提になるわけでございます。その点では閣議口頭了解の線に沿ひまして、用地の取得については農地の転用についての措置を講ずる考え方で進めていくわけですね。

しかし、先ほども申しましたように、周辺地域の農業等については今後とも振興をはかつていくという考え方でございまして、その点は私もその地域の農業振興に十分意を用ひながら、地域の開発には農地法の面でも、農地の土地取得の面では転用について混乱が起らないようにしていきたいという考え方で、一元的に取得させるような線とやっているわけでございます。地域の個別具体的な計画ができてくる段階で転用の許可がなされるということ、現在ではそれ以前の段階での折衝が進められているということでございます。

地元の住民の対策についても十分意を用ひながら、農業についても私も決して無視してはいるわけではございませんで、農業者の立場で考えていかなければならないことは申すまでもございせん。

○米内山委員 何を答えているかわからないのです。答えないければならぬからしかたなしにしゃべっているようにしか聞こえないが、それはそのまま速記録に残してもらいます。

それでは重ねて伺ひますが、農林省内部の調整がついているかということなんです。この地域には東北に一つしかない農林省のバレイショの原産地がある。これは非常に貴重な存在です。以前は原産地でもジャガイモがとれたものでしたが、近ごろは無菌のイモでないと栽培ができません。これがなくなれば、東北一帯のバレイショの栽培というのは不可能に近くなる。これの問題について農林省内でどう調整がついていますか、対策がありますか。たとえばこの土地というものは、あの貧困な六ヶ所村が、ここに原産

農地があれば、ジャガイモの適地ですから、自分の村のバレイショの品質がよくなるだろうということ、農林省に無償で寄付した土地なんです。無償で寄付しています。しかも、これは種イモをもらう以外にあまり利益のない施設です。これをどうします。しかも、二十年たつてやつと目一ぱいとなるようになった。最初のころは十アールから十ヘクタールから六十トンもとれるようになっては、一ヘクタールから六十トンもとれるようになっては、これは何だかという、長年の間に地力を肥やしたからです。これをいま移そうといったって、適地があるとは思われない。これは十ヘクタールや二十ヘクタールでおさまる性質のものじゃないのです。面積があつても、これだけの生産力のある農地というものは、いま見つけ出すことは不可能に近いのです。これを廃止するということは、原産地を廃止することではなくて、あの東北全体の地域でバレイショ栽培を廃止するということにつながるわけですね。これについての農林省内部の調整はついていますか。

○伊藤俊政府委員 お答え申し上げます。今回のむつ小川原開発第一次基本計画の区域内に農林省の上北馬鈴薯原産地が含まれておるわけでございます。今後開発計画が実施されました、同地における農地の存続が困難となります場合には、同農地の重要性にかんがみまして、当然その移転が必要になるということになります。私もその移転が必要になる、地元の青森県と協議いたしまして、適当な移転候補地の選定を行なつていく考えでございます。

○米内山委員 バレイショの種イモをつくるというところで町村から無償で寄付を受けた土地だから、使用目的を変更し、他の町村へ移るといふ場合は、道義上も当然この土地は村に返還されるべきものだと思ふのだが、この点はどうです。これは大臣にお答え願ひたいと思ふのです、考え方として。

○伊藤俊政府委員 地元とよく相談をいたしましてきめたいと思ひます。

○米内山委員 次に、農林省内部の調整の問題でも一つ伺ひますが、十和田湖から流れてくる奥入瀬川ですが、この左岸について農林省は数年前からこの地域の国営調査をしている。一ころはこれは開田のための調査でしたが、近ごろは畑地かんがいその他の改善ということで調査を重ねていますが、この畑地開発のための水源と工業開発のための水源は同一なんです。小川原湖から取水しようという、この国営調査をしています。工業開発を進めようと思ふと、どうしても農業の水は優先的に工業に取られる可能性が強い。こういう計画、調査、しかも、もう結論に近い時期になっていると思ふが、農林省内部でこの二つの水を中心とした調整はどうなつていきますか。

○小沼政府委員 お答え申し上げます。小川原湖に依存する農業用水といたしましては、湖周辺の約二ヘクタールの水田に毎秒約九立方メートルが取水されておりましたが、新規に利水するものにつきましては、相坂川の左岸約八千五百ヘクタールの耕地に對しまして、水田の補水と畑地かんがいを進行するために四十七年度から国営の土地改良地区調査を現在実施しております。受益地の確定所要水量の算定を待ちまして、全体の利用計画を調整して計画をとりまとめるということをしていすことになっております。

○米内山委員 そうすると、農林省としては農業開発と工業開発をその水の面で両立させようという考えで現在いるわけですか。その取水量は大体どの程度になるのです。

○小沼政府委員 数字でございしますが、小川原湖に依存する農業用水の約二ヘクタールの水田分については、毎秒最大八・七五トンというところでございますが、年間八千三百万トンになるわけでございますが、先ほど新規のと申ししたのは畑地の二千七百七十八ヘクタールと水田の約六千ヘクタールでございますが、最大毎秒一〇・四二トンということ、年間六千万トンの供給をするということになるわけでございます。将来の畑地かん

て、御承知のとおり、太平洋側とそれから陸奥湾と内水面と三つありあるわけでございますが、陸奥湾は別といたしまして、太平洋岸、内水面等につきましても、今後の計画の進展にあわせましてその具体的な対策を立てていく必要があると思います。住民対策あるいは生産対策として考える必要があります。内水面につきましても、小川原湖につきましては、あの地域についての漁業振興の面があると思いますし、また太平洋側につきましては、イカあるいはサバとかいろいろな漁業がございますが、そういうものの調整を十分はからなければならぬし、所要の措置が必要であ

だといふ明確な指針がない。こうやりたいと思ひますといふことはあつても、こうやりますといふことはないので。しかも、中身は根底が架空でしよう。こんなものを前提にしては説明ができないです。対話ができないです。対話ができないで、同意ができないです。それでもなおかつ総理の指示によってやるなんというのは、これはファッショだよ。眠っている鳥でも目さめるだけじゃない。六カ所の役場へ行ってごらんさい。何と書いてある。ごく小さな虫けらでも踏まれば刃向かう、一寸の虫にも五分の魂、まして人間においでやおや、こう書いてあるんだ。結局問題は、いま

ります。

ただ、私はいろいろお話を聞いておって感じますことは、私どもの手元にありますこのむつ小川原の開発についてのいろいろな書面から見ますと、御心配になる点については大づかみにはほぼ指摘をされておると思うのですね。たとえば先ほどから小川原湖の水の問題について御所見がございましたが、「その開発にあたっては、自然環境、動植物の生育環境等の保全、水質の保全ならびに治水対策の推進を図るとともに、上水、農業用水などの需給、既存農業水利および内水面漁業等について総合調整を行なうものとする。」そしてま

御理解もいただかなければならないと思うのであります。

○米内山委員 間もなく大臣御退席の時間ですが、まあけっこうです。ただ、最後に申し上げておきたいが、私は実はこの問題について重大な怒りを持っている。というのは、あの小川原湖の漁業組合長を私は二十数年やつておりまして、いまは理事です。それから同時に、この湖辺の、周辺の土地改良区の理事長も十数年やつておりますので、こんな開発の進め方ではわれわれの二十年苦心惨たんしたものがゼロになるという感じもあるので、重大な問題ですから、その点を慎重に御調

査を願いたいと思います。

それ、農地法上の問題について構造改善局を中心に向いますが、先回の四月五日の委員会でも、土地を買収しているわけです。契約をしているわけです。それが証書の書き方がじょうずにいっているという意味でしょう。許可を停止条件とした契約をしておれば違法ではない、だから、やっていることは合法だという御答弁だと思いますが、それは、買収というものは、単なる形式上の問題ですか。

○小沼政府委員　先般もお答え申し上げましたように、農地法上は、その形式、内容がどういふふうな売買の段階に至っているかということで判断をするわけでございます。

○米内山委員 法律の解釈権というものは最終的にはあなた方にもないのですが、私は実質上の問題としてこの際明らかにしておきたいのは、内示というものを受けた開発側、つまり第三セクター、前農地局長が就職しているむつ小川原開発株式会社、が実質的な買収行動に移ったわけです。なぜ実質的かというと、実際なんだ。売ると言えば三〇％払う、仮登記すると五〇％払う。ですから、もう何千万も受け取った人がいますよ。残りの二〇％は税金分なんだよ。だから、開拓者の場合は、もう土地を売ったという腹があるから、立ちのきをしていっているんです。だから、許可を得る前に土地が、もう引き渡されるかっこうになる。農地法の趣旨というものは、優良農地を遊休化させないという

農地法の解釈が、第一条を考えた場合に適當であるかということなんです。どうです、適當ですか。

○小沼政府委員 農地の転用の許可を停止の条件としたしまして売買の契約をするということ、これは、その契約を締結いたしまして、転用許可の申請手続を行なうというのが一般でございます。で、このことは、農地法上、適法な行為であるというふうに考えております。

○米内山委員 それは別な場所で議論しようと思
います。

そこで、農林省の責任として、一体、この開発は、いつごろ具体的に土地の利用が始まって、いつごろまでに終わるかということがわかります。結局ここで明らかにしてもらいたいことは、申し出側、むつ小川原開発は、手続による第六号の書式というものはあるわけですが、どういう設備のものを、何年に着手していつ終わるか、二期目は何年に始まっていつ終わるか、着手の時期はいつなのか、終わる時期はいつなのか、書けるはずがない。書いておるとすれば、これはもう子供をだますこともできないうそのはずだ。こういうことをあなた方はどの程度に調べたのですか。

○小沼政府委員　事前審査を申し出ておりますが、そこで、工場用地を取得したいということでの事前審査の申し出があって、それを認めただけでございますが、大體事業の全体といたしましては、五十年から造成をしていきたいという考え方のようでございます。

○米内山委員　五十年に始まるわけないですよ。一番早い調査でも、終わるのが五十一年ごろですよ。調査の済まないうちに計画が立つわけはない。だから、これはあなた方はただ書類の上だけで、開発する側の立場に立って、向こう有利にだけものを考えるからそういうことになるのです。これは決して水かけ論ではないのです。実質的に農地法に違反している。五条とか手続の問題ではなくて、次はどういうことになるか。こういう農地は必要の最小限度という一つの原則があるのだ。どれだけ必要だか、その絶対必要なもの、その最小

限度をきめる根拠がありますか。

○小沼政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、全体で約五千ヘクタールほどの工場用地の予定地域ということで見ております。その中で具体的に計画をつけて転用の許可の申請が出てくるわけでございます。その際に、具体的な計画については各省とも審査をしていただきまして、それでこの転用許可が正当であるかどうか、妥当であるかどうかということをお判断しなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○米内山委員 この農地転用というのは非常にきびしい規制を受けているわけです。ですから、きびしい新聞を見ても、どこかの町で四ヘクタールか何ほの転用を認めてほしいために、農地委員長長にわいろを出して検査された事件も出ている。小さいものにはこれほどきびしいのです。大きいものにはまるきり寛大じゃないですか。小さいものには農地転用の場合には非常にきびしい書類の提

出を要求して、これがないと許可にならない。事前審査だつてそのとおりです。ところが、重要なそういう必要の最小限度を判断すべき資料もない。ただ五千町歩が適当だから五千町歩を内示したということだけでは問題だ。本申請の段階で審議するというけれども、問題なのは、すでに実質的にもとへ戻ることが不可能な実態がつくられているということ、一番問題なのはそれなんです。不許可になってみたところで、もとへ戻らないんです。絶対不可能だ。こういうふうなことが全然無視されている。あなた方はそれをもって合法だといふかもしれないが、これは明らかに法律の精神に違反している行為です。

ら考えるというのですか。それじゃ、やはり農地法の精神はもう失われているのです、どうですか。

○小沼政府委員　生活の再建措置はたいへん重要な問題でございまして、当然閣議の口頭了解でもその点はうたわれておりますが、青森県並びにむつ小川原株式会社が現に具体的な措置を講ずるよういろいろな項目を立てましてきめこまかく進めております。青森県でも四十八年度に予算を住民対策の特別会計に計上いたしておるといふふうな状況でございまして、全体として地域の問題でございまして、個別の転用の許可が実際に申請がなされるかどうかということではなしに、地域対策として進めていくという考え方に立っております。そういう考え方で住民対策が進められますので、御指摘の点については、大事な問題でございしますが、十分考えて対策を立てていくということに私どもも協力をしていきたいと思っております。

○米内山委員　青森県が住民対策を立てたというが、あれは住民対策なんです。生活再建対策じゃないのです。しかも住民対策といふべき筋のものではないのです。貧民対策というものですよ。金を持たない人には、就学金ですね、学校へ入る学資金を貸すとか、身体障害者には手当をくるとか、これは生活再建対策じゃなくて貧民対策なんです。生活再建対策というものは、農民の立場からいうならば、確実に農業によって生計が立つか、あるいは水産業によつて立つか——土地を売った金で別な商売をする人は、それはそれでいいでしょう。ただ、そこから移転したり村から立ち去りかねる人の生活再建というものを保障することこそ、国土開発というものが福祉を優先するものとするならば、何ものにも優先して明確でなければならぬはずなんです。それを許可権を持つ農林省が、青森県にげたをはかせて、自分はしゃあしや省が、青森県にげたをはかせて、自分はしゃあしや省が、青森県にげたをはかせて、自分はしゃあしや省が、青森県にげたをはかせて、自分はしゃあしや省が、青森県にげたをはかせて、自分はしゃあしや

方なんです。

○小沼政府委員　事前審査の場合に、内示の条件

をつけて、その中で留意事項をつけております。その一つは、具体的に詳細な計画を図面をつけて出すように指示しております。その二点目は、土地等を提供することによる農民の生活再建措置を明らかにすることと、このことをつけております。なおそのほかに、用地の取得、造成についての資金計画等がございますが、いま御指摘のその生活再建措置をどういうふうにするかということ、この審査の場合に当然留意をして行なうということになるわけでございます。

○米内山委員 農林省のこの許可基準あるいは第二節の一般的基準というものの中に、離農措置という点について非常に具体的に明確にされておる点がある。「転用により経営の縮小、離農を余儀なくされる耕作者に対して」「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」又は「電源開発に伴う水没その他による損失補償要綱」等の基準をしんじやくし妥当な措置がとられるとともに、できるだけ関係者において就労の機会を与えるよう措置するものである。「書いたものはきわめて具体的に親切です。少なくともこの程度のことにはなければならぬ。しかも、こういうことは事前に示されないことには意味がないのです。何年先になるか、計画ができて本申請のときこれを要求するなんということは、これはおかしいのです。あなた方、無責任なんです。全く農民、現場と遊離した行政なんです。

近ごろのお役人が官僚化したとよくこういわれるが、官僚じゃない。何かの言いなりになっておる道具なんです。昔あった官官というのとはこんな性格だろうと思う。人間のために公務員としてやるから、生きがいもあるし働きがいもあると思うのです。無難に事を過ごそうというのでは、これは死んだお役人なんです。こういう具体的な問題を中心にして、ぼくはあなたの方の猛反省を促したいのです。そうしないと、あなた方は栄えるかもしれないが、日本の農業は滅びるのですよ。農業が滅びて次に国が滅びるのだよ。ここで農林省に主体制を要求したいのはこれなんだ。

戦後食糧不足のときは農林省は花形だった。これは国民の期待に沿っていったからです。金も少ない、物が不足なときでも、農林省というのは、われわれ村に住んでおるのから見れば、一番ありがたい役所だったよ。ところが、このごろ最も懸べつされる役所になったのは、住民、国民が悪いのではなくて、あなた方の責任なんです。特に基本法農政とか総合農政とか言うたびに、農林行政というものは主体性を失ってきて、何かに巻き込まれておる。要すれば、いま日本を占領しようとしておる怪獣、開発アニマル、エコノミックアニマルに日本の農林行政がのめ込まれておるといふのが、いまこのむつ小川原にあらわれた諸君の姿勢なんです。私は怒りを持っておるから、少し荒い口調を使うけれども、実際、私は人生をかけて建設をしてきたこの地域に、諸君が粗末な行政でわれわれの血と汗で守ってきた土地を渡すわけにいかないから言うので、政治的立場の問題じゃない。こういうことを改めない限り、土地は買われても開発は絶対できない。

なぜという、われわれに対して保障があるのです。憲法です。開発というものはまず先に農民から土地を取る、漁民から土地を取ることから始まるのです。ところが、われわれはなぜあの村に住んでおるかという、そこに土地があつて農業をやっているから、そこにいる。漁業権があつて漁師をやっているから、そこにいる。これを奪うということは職業を奪うことになる、居住を変えろということにもなるのです。憲法で保障した権利を侵害することにもなるし、さらに規模が大きいと自治権の侵害にもなるのですよ。六ヶ所の村から五千ヘクタール——六ヶ所という村は確かに三十二キロもある長い大きい村だが、五千ヘクタールも村の中心部に穴をあけられて、そこにいる原住民は退いてそこへ白人みたいなのが来る、これでどうしていままでのような自治というものが存続できるかどうかという問題もある。しかも、こういうことは住民に相談なしに、同意なしに上からかぶされてくるということは、自治権の侵害

でもある。そういうことを農林省、自治省、いろいろなものが十一省庁もかかって手分けして、それぞれ責任を持たないかっこうで、国に言えば果知事だと言う、県知事に言えば開発公社、開発会社に行けば国、こういうのをナショナルプロジェクトというのかね。責任を一本にしてやればこそ納得もいくものです。無責任状態です。

そうしておまけに、正体不明の第三セクターとか称するものがやっているのでしょう。第三セクターというものはどういふものか私もいま研究中だが、いろいろな資料が出てきた。むつ小川原で特に言いたいのは何かというと、一番先にこの地域に目をつけて土地を買ひに来たのは三井不動産ですよ。一〇〇％三井不動産の内外不動産決定になるもつと前に来て、千ヘクタール以上の土地を買ひ占めておるのだ。その中では開拓住民が十アールを四万三千円で売ってしまったものもある。なぜ売ったか、借金で苦しいからですよ。その土地がいま開発公社によれば六十万なんです。だから、この地域だけで三井不動産の取る純益というものは少なくとも五十億は下らない。明白なんです。これを住民がみんな知っているのです。しかも、これがこのむつ小川原開発というのに社長みずから取締役——ついでこの間までは何とかという人間を常務に入れて、これがいわゆる偽装した、国の金も地方の金も出ているから公益的な企業だとかなんとかという第三セクターのむつ小川原における実態なんです。あなた方はそれを支援して、そのつごうをはかって住民に犠牲をしいるような農林省じゃ、もう問題にならぬと私は思うのだ。

きょうはこの程度にして、きょうの答弁の速記録を見てからまたいろいろお伺いする時期もあると思いますから、きょうはこれで終わります。

○佐々木委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、ただいま審査中の四法案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取することにしたと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

昭和四十八年五月一日印刷

昭和四十八年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W